

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成23年9月2日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	小松崎誠	1. 放射能汚染問題に関し、農産物等、食品の安全証明に係る対策について
		2. 東日本大震災を教訓にした当市の防災計画の見直しについて
		3. 行政組織と定員適正化について
(2)	山本文雄	1. 公有財産等の管理運営について
		2. 公共工事の入札について
		3. 校内暴力といじめの根絶について
		4. 五輪堂橋改修工事の経過について
		5. 斎場建設問題について
(3)	佐藤文雄	1. 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の暮らしを守ることにについて
		2. 下土田の残土問題について
		3. 茨城県の官製談合事件と談合入札を防止する対策について
		4. 国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについて
		5. 向原土地地区画整理組合への税金投入問題について
		6. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者の方々に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされま
すようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

執行部に申し上げます。

昨日の全員協議会において、プロジェクトチームからの市単独の火葬場建設計画の計画書が提
出されたとのことあります。このため、栗山千勝議員より資料提出が求められておりますので、
議員全員に本日一般質問終了までに資料配布願いますよう要求いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。小松崎でございます。

それでは、平成23年第3回定例会において、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、放射能汚染問題に関連し、農産物等、食品の安全証明に係る対策について伺います。

まず、当市の放射線量の状況と測定はどのように実施しているのかを伺います。また、これま
での風評被害者への支援の実態はどうなっているのか現状をご答弁願います。

次に、農産物がこれから収穫、出荷の最盛期を迎えますが、特に米は基準値を超えると、その
地域のものはすべて出荷停止となってしまいます。我が市として事前に放射性物質の測定を行い、
安全証明を市独自に講じる考えはあるのか伺います。これは、放射線量ではなく、さきに述べた
放射性物質そのものを測定するものでありますが、現在は厚生労働省の指導のもと、県が測定し
ていると認識しております。市内の農産物の生産者を守るためにも測定器を購入し、きめ細やか
な検査で、安心・安全をアピールしていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。

次に、農産物に関連し、板橋の直売所の実態、さらにアンテナショップの現状と今後の見通し
について伺います。市は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金で676万9000円を予算額として、か
すみがうら市の地場産品及び観光PRなどを業者に業務委託し、市内生産者の活性化につなげて
いこうという考えと思いますが、その生産者は市内全域にわたっているのか、茨城県産というこ
とで、消費者が放射線量を警戒して買い控えていないかなどもあわせて伺います。

次に、東日本大震災を教訓にした当市の防災計画の見直しについて伺います。

現在、市が進めている計画見直しの検討内容についての取り組みを伺います。また、災害で被
害を受けた方々への国や市の支援制度はどのようなものがあるか伺います。それから、被災地、
または自治体に義援金が支給されたと聞いておりますが、当市ではもらっているのか、もしもら
っているならば被災者に支給されないのはなぜか伺います。

最後に、行政組織と定員適正化について伺います。

市長は、職員採用を2カ年にわたり中止しており、現在、27歳以下の職員が極端に少なくなっております。将来を見据えて計画的な人員補充が不可欠と強く感じます。

そこで伺います。行政職及び職員数の現状について、どのようになっているのか。また、現在の職員配置の傾向についても伺います。そして、今の課題と今後の対応についてもあわせてご答弁願います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、小松崎議員のご質問にお答えいたします。

放射能汚染問題に関し、農産物等、食品の安全証明に係る対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、計画見直しの検討内容について、防災計画見直しについての検討内容についてありますが、詳細な取り組みにつきましてお答えいたします。

市におきましては、平成19年4月に、かすみがうら市地域防災計画を策定し、さまざまな災害に対応すべく各種の対策を講じてまいりましたが、今回の東日本大震災での経験から多くの課題が発見されたため、防災計画の早急な見直しが必要となっております。

現在、茨城県におきましては、有識者や実務者で構成する地域防災計画改定委員会の設置や県民アンケート等を実施しながら防災計画の見直しを進めており、市におきましても、県の見直し結果を踏まえ、計画の見直しをしていきたいと考えております。

したがって、市の防災計画見直しまで一定の期間を要することから、暫定的な対応マニュアルを策定し、災害対策本部のあり方や連絡体制、各部署の役割等を明確にすることにより、その間に発生する災害等に適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目2番につきましては保健福祉部長、3番につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、行政組織と定員適正化につきまして、お答えいたします。

市長就任時より行財政改革の一環として、職員数の削減に取り組んでまいりましたが、行政組織についても、むだのない、市民の皆さんにわかりやすく、多様化する住民ニーズに対応できる組織づくりが重要であると考えております。改めて行政組織の見直しに取り組むたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

小松崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目1番、本市の放射線量の状況と測定はどのように実施しているのかの質問でございますが、お答え申し上げます。

放射線量の測定につきましては、県が行う調査と市独自の調査を現在行っております。

県の調査は、千代田庁舎駐車場において毎月第2・第4水曜日に測定を行い、結果を市のホームページや広報誌等で住民の皆様にお知らせしております。測定値につきましては、測定当初の5月が0.163マイクロシーベルト、直近の8月では0.124マイクロシーベルトとなっております。

市で実施している測定状況につきましては、各小中学校、保育所を毎週水曜日に、都市公園及び運動公園については毎週金曜日に測定し、ホームページ等にて測定結果をお知らせしております。測定値の結果は、最低値が0.13マイクロシーベルト、最高値が0.49マイクロシーベルトとなっており、文部科学省の福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断基準であります3.8マイクロシーベルトを全施設で下回っております。

また、文部科学省は8月26日、福島県内の子どもが夏休み明けから学校で受ける放射線量を原則1ミリシーベルト以下にし、校庭や園庭の線量は毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすると発表しております。実際に除染を行う必要があるかどうかの判断基準は、毎時1マイクロシーベルト以上が目安になるかなと思われまます。

また、土壌の調査につきましては、県において8月16日に第2常陸野公園内の土の採取を行っており、県内の土壌放射能濃度マップの作成をもって、9月上旬に公表される予定となっております。

1点目2番、風評被害者への支援の実態につきまして、お答えいたします。

風評被害における価格が下落したり、出荷制限された農畜産物については、農協出荷分は農協が窓口になり、農協以外の個人出荷者に対しては、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策かすみがうら市協議会において、農林水産課職員がその対応をしているところでございます。

これまでに総額7061万6750円について東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会を通じて東京電力に請求しております。8月に入ってから、請求額の半額程度が仮払いとして直接生産者に支払われておりますが、全額補償にはなっていないのが現状であります。

また、損害賠償以外では、低利のつなぎ資金といたしまして、500万円を限度に0.5%の利子で資金をあっせんし、県と市で利子補給を行い、無利子での借入れができるように対応しております。

また、観光面に関しましては、JCOの臨界時にも多大な風評被害を受けましたが、今回はそれ以上の広がりが見受けられます。震災時は、時期的に観光いちご園が最盛期であり、来場数は大きく落ち込み、かなりの影響を受けましたが、風評被害払拭キャンペーンを行ったり、本格的な観光シーズンを迎えるに当たり、つくばエクスプレス駅前で梨の無料配布を実施してまいっております。

原子力損害賠償紛争審査会では、これまで観光に関する補償がありませんでしたが、相当因果関係が認められる地域として、茨城県の観光業の損害も認められるようになりました。これを受けまして、東京電力株式会社においては、中間指針で示された各損害項目に対する算定基準、必要書類、請求様式の作成等の諸準備を進め、8月下旬には具体的内容が示され、9月中の請求受付、10月中の支払い開始を目指すことになっております。

1点目3番、農産物がこれから収穫、出荷の最盛期を迎え、特に米は基準値を超えると、その地域のものすべてが出荷停止となるが、我が市としては事前に放射能の測定を行い、対策を講じる考えはあるのかにつきまして、お答え申し上げます。

暫定値検査については、霞ヶ浦地区では6カ所、千代田地区では3カ所の合計9カ所の米放射性物質検査を実施して、検査基準である200ベクレルを下回る検出せずとの結果を受け、8月23日付けで出荷を開始しております。

次に、1点目4番、板橋における直売所の実態と今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

板橋区における直売所につきましては、昨年11月からハッピーロード大山商店街振興組合が運営する全国の特産品を集めたアンテナショップとれたて村へ出品を行い、都心における市の知名度アップにつなげておりますが、月平均30万円程度を売り上げており、アンテナショップとしての役割を果たしていると考えております。

また、板橋区内における市単独のアンテナショップについては、昨年度中に同区宮本町にあるイナリ通り商店街内の賃貸借物件を候補地として選定しまして、公募により一般社団法人アグリかすみがうらを運営事業者として決定し、去る7月15日に仮オープン運びとなりました。

また、同時に、事業者の直営で直売所も運営しているところでございます。

農産物につきましては、当初は霞ヶ浦地区だけでございましたが、現在は、4Hクラブ、あるいは千代田地区の生産農家からの野菜の供給、さらに現在風評被害を受けております果樹観光協会からの果樹の提供等々を行っており、市全体からの野菜の販売というようなことに考えられるのかなと考えております。

市としましては、一般財源からの拠出が難しい中で、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、市の委託事業といたしまして実施してございます。都市部において、このアンテナショップを拠点に特産品や観光スポットの紹介、観光客の誘致、都市農村交流等の推進を図っていく所存でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

2点目の2番、災害で損害を受けた方への支援制度についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災によりまして、災害に遭われた方々への支援制度についてのご質問でございますが、支援制度は、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊という被災状況に区分され、その内容によって異なっております。その概要についてお答えいたしたいと思っております。

今回の震災によりまして、全壊が7件、大規模半壊及び半壊が合わせて16件ありました。この世帯に対しましては、市の災害見舞金、県の義援金が支給され、また被災者生活再建支援制度などの支援制度がございます。

一部損壊につきましては991件ありました。見舞金等はございませんが、市独自の住宅等災害

復旧資金の利子を補給する支援制度がございます。これは住宅等の復旧資金の融資を受けた場合、3%を限度に7年間利子を補給する制度でございます。この制度を活用していただきたいと考えております。

なお、現在この制度を活用された方で5件受付をしております、3件ほど金融機関と協議中という状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それではお答えを申し上げます。

2点目3番、被災地、または自治体に義援金が支給されたと聞いているが、当市はもらっているのか、その使途につきましてお答えいたします。ただいま保健福祉部長からございました点と重なる部分もあると思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

市で受領する義援金は、日本赤十字社・中央共同募金会からの義援金、そして茨城県災害対策本部からの義援金、市に直接寄附をいただいた個人・団体等からの義援金がございます。

日本赤十字社・中央共同募金会からの義援金につきましては、国の義援金配分割合決定委員会により配分決定がされ、県、市を経由して該当する被災者の皆様に配分をしております。

また、市に直接いただいた個人・団体からの義援金につきましては、公平性、効果を勘案しながら有効に活用をしていきたいと考えております。

次に、3点目1番、行政組織及び職員数の現状についてお答えをいたします。

行政組織につきましては、職員数の減少やさきの組織改編が見送られたことなどから、課長、課長補佐や係長職での兼務が多くなっております。

職員数につきまして、平成22年3月に、25年度末を期間とする第1次の、いわゆる後期ですが、定員適正化計画を策定いたしまして、職員数の削減に取り組んでおりますが、ことしの4月の段階で計画の目標とする平成26年度当初の予定を前倒しいたしまして満たしている状況となっております。

次に、3点目2番、現在の職員配置の傾向につきましてお答えをいたします。

他市との比較ということで、類似団体と比較をしますと、行政サービスの体制の特徴による傾向が認められます。本市の特徴といたしましては、民生部門、消防部門、あるいは窓口部門の職員が多くなっておりますが、民生部門ではこれまで保育体制の充実を図ってきていることや、消防部門では2カ所の消防署を配置していることなどによるもので、業務が充実した部門に職員を配置する必要性が生じていることと思っております。

3点目3番、今の課題と今後の対応につきましてお答えいたします。

計画的に職員数が減少している中、現在の事務事業やその執行方法を維持していくためには、一定の行政組織や職員数を維持していく必要があると考えられますので、今後の行政サービスの規模、あるいはあり方をよく精査しながら行政組織の見直しについて検討をしていきたいと考えております。

また、将来的な組織体制を考えた場合、役職や職員の年齢構成がある程度均衡のとれた構成となるよう考慮する必要もあるものかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ありがとうございました。2回目の質問に入らせていただきます。

先に1番目の風評被害者への支援ということで、7000万ちょっと、もう支払われているということですが、これ、全額支給には至っていないというお話でしたよね。あと残りはどのくらい、パーセント、金額、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほど申し上げました7000万余につきましては、かすみがうら市内で取りまとめた損害賠償の請求額でございます。この2分の1程度が請求された方に直接東電のほうから振り込まれているということですが、その後の2分の1につきましては、新聞等によりますと、10月末のところまでには東電のほうでは何とかしたいというような情報が伝わってございます。

さらに、農林水産課が取りまとめた金額が7000万でございますが、かすみがうら市全体で申し上げますと約3億5000万程度となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

前後してしまいましたけれども、放射線量の測定ということで、市の庁舎の前で2週間おきにはかっているとか答弁がございましたけれども、市内にホットスポット的なところがないのかどうか、そういうところは把握しているかどうかを伺います。

実は1週間ほど前、きょう傍聴に来ていただいている鈴木社長さんの機械をお借りしまして、開拓道路というんですか、あそこのフラワーロードのところのマリーゴールド付近と一緒に計測させていただきましたが、0.7マイクロシーベルトという非常に高い数値が出たんですね。あの花自体は放射線を集める性質がひまわりと同じようにあるということなんです、そのほかにも雨樋のところとかそういうところでも高くなっているんじゃないかということなんです、その辺を把握しているかどうかをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

ホットスポットということでございますが、確かに議員さんおっしゃるように雨樋の下とか、あるいは汚泥等がたまっているようなところでございますが、排水路につきましては、雨等が降

りましてそこに水がたまってくるということもございます。それと一緒に放射能が寄せ集まってくるというような報道もされておりますが、確かにそのとおりだということは認識してございます。実際にU字溝等の測定をしますと、それなりに道路上よりは高い値が測定されてございます。

それとフラワーロードでございますが、新生の開拓道路にマリーゴールドを植えまして、そこが高いということも話がございましたので、かすみがうら市の測定器、2台ございますが、その測定器によりまして、8月8日と8月26日の2回に分けて測定をしてございます。道路上よりは確かに値は高いということでございます。申し上げますと、一番手前の西成井側が、地表すれすれのところですが、0.48マイクロシーベルトでございます。それから花壇が0.45マイクロシーベルト、それから歩道に行きますと若干下がりますと0.35マイクロシーベルトでございます。

また、さらに宍倉出張所前でございますが、地表ぎりぎりのところで見ますと0.55マイクロシーベルト、それから花壇の上の、30センチ上なんです、0.41マイクロシーベルト、それから花壇上1メートルで0.36マイクロシーベルト、さらに歩道へ行きますと、やはり西成井側と同様に0.32マイクロシーベルトと、若干歩道のほうによりますと下がってございます。

それから、神立側でございますが、同じように測定しまして、地表からは0.5マイクロシーベルト、それから地上30センチのところ、花壇上なんです、0.40マイクロシーベルト、花壇上1メートルのところ、0.37マイクロシーベルト、それから歩道のところに行きますと1メートルの高さで0.31マイクロシーベルトと、やはり宍倉出張所、西成井等も歩道のほうによりますと下がってございます。

これを見ますと、やはりなめらかな舗装道路よりも、土、あるいは植物、あるいは植物の下、そういったところに放射線がたまりやすいのかなというところがあるのかなと思います。

また、さらにフラワーロード、通常、新生道路と言っているんですが、そのところが非常に高いということも危惧されましたので、それでは違う場所でも測定してみました。ご報告申し上げます。国道354号線で……。

○議長（小座野定信君）

部長、ここで数字を述べられても、だれも理解できません。だから、平均値より高いか低い、そういった回答でお願いいたします。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ですから、一般の校庭や、あるいは平らな地よりは高いというようなことがこれでわかると思います。

それと、マリーゴールドの花壇がちょっと高いということで、マリーゴールドが放射線を吸収するのということも考えましたので、マリーゴールドを抜いてきまして、霞ヶ浦庁舎の車庫のところなんです、そこでビニール袋に入れまして測定しました。その結果をご報告申し上げますと、0.15マイクロシーベルトでございました。1メートルぐらいの高さで大気中が0.15マイクロシーベルトでございましたので、特にマリーゴールドが放射線を吸収しているのではないというような判定がつくかなと思いますのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

花自体には放射性物質はついてないというお話でしたけれども、あの近辺で数値が高くなっているということは事実なわけでございます。そういう意味では、あそこはいろんな市民の方がマリーゴールドに携わっている方がいっぱいいらっしゃるわけですね。ですから、危険な箇所に大勢の市民が携わるといことですから、今後の対策を講じていただきたいなと思います。そのまま花を触ると、普通の数値より高いところにいるわけですから、危険性は増すわけですから、市として、市の職員というか、業者さんでもいいんですけども、市民が直接手の触れないような形で処分できるような方法を講じていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、参考にちょっと市長にお聞きしますけれども、阿見町で、これは新聞報道でもされていましてけれども、牛糞の堆肥で4,900ベクレルという数値が出たところがあるわけですね。市長のところも牛糞の堆肥を製造販売しているかと思うんですけども、市長のところは大丈夫なんでしょうか。その辺ちょっとお伺ひします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のご質問の前に、変な話になっちゃうとまずいので、誤解のないように申し上げておきますが、山口部長の答弁は、新生の道路が特に高い値を示しているということはないということと言いたかったんです。354号線も同じです。同じ数字であると。ただ、小学校とか保育所のグラウンドに比べるとやや高いと。それは、土とか何かを、歩道がはねますよね。だから、要するに原因は雨樋の下と同じ原理になるということで、どこの道路も同じであるということです。新生の道路が特に高いということはないし、マリーゴールドが高いということもないと、そういうことです。

[小松崎議員「でも、そこへ市民が携わるわけですよ。放射能が高いところに。実際に0.7あったわけですよ。」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、0.7ないということをお数字で申しました。何かそこを高くしたいというようなことは感じられるんですが、別に特別高くない、どこの道路も同じです。特に新生が危険だといううわさになるとしようがないので、そういうことはないということです。354も新生もここら辺も同じだということですから、そういうことです。

それと、堆肥であります、阿見町では多少高いという数字が出ております。私のうちの堆肥は土と同じということで前にはかって出荷してございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、ありがとうございます。そうですね。市民に不安を与えてはいけないことなので、特別高いというわけじゃないけれども、そういう傾向があるということで、市のほうも目を光らせていただきたいと、そういう意味合いで受け取っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、先ほど運動場とか教育機関でのそういう数値もはかっておられたということなんですけれども、それで、教育委員会のほうに取り組み方について伺いたいと思います。

放射線による健康被害は被曝から数年を経てあらわれると言われていています。セシウム137の半減期は約30年と長期にわたっているということも言われています。子どもたちが安心して学び、体を鍛えられるよう、国の定めた数値にとられないで、市独自の安全対策を講じる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

具体的には、小中学校、幼稚園、保育所の運動場や通学路、公園などの安全を確認することが大事と考えます。これらの場所を直ちに調査し、汚染が確認された場合は、汚染マップの作成や砂場などの入れかえなども行っていただきたいと思っております。

また、運動場の表土の削り取りや洗浄するなどの除染対策を講じまして、さらに除染後の土、汚泥などの処理方法も検討し、国や県に対してこれらを要望していくことも望んでおります。この辺を含めて答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

小松崎議員のご質問にお答えをいたします。

子どもの健康を放射能から守ること、これは非常に大事だということで認識は一致しております。さらに、先ほど環境経済部長答弁の中でありましたが、文部科学省が新たに9月1日からの適用ということで、放射能毎時1マイクロシーベルト以下に目標を定めると、年間1ミリシーベルト以下にするということで、それを受けまして、県のほうも1日、土壌などの放射線量を低減する除染活動についての手順や注意点をまとめました手引き書が作成されたわけでございます。基本はそれに基づきまして除染の基準といたしますか、その範囲の中で基本は対応したいというふうには考えているところでございますが、現在最新の各小中学校の測定結果、31日現在なんですけれども、一番高いところでは0.45マイクロシーベルト、一番低いところでは0.26マイクロシーベルトでございます。

現在そのような値でございまして、文科省並びに県のほうの基準に照らし合わせますと、現在における放射線量の基準を超えてないというところではございますが、今回の補正予算で各小中学校に1台ずつ放射線量の測定器の購入の予算要求をしております。それが通りまして購入できますと、小松崎議員おっしゃいましたようにホットスポット的なところもあわせて測定可能になるであろうと。要するに、水たまり、側溝、雨樋の下等々ですね。その結果に基づきまして、1マイクロシーベルト前後に達すれば対応策を検討していきたいと考えております。

現状における状況につきましては、文科省、県が示しました1マイクロシーベルトの半分以下の値であるというところを考慮しますと、今後の測定の結果次第によっては、皆様方にご協力いただくというふうになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市民の多くの方は放射線、放射能ということに対して敏感になっております。ですから、市のホームページで数値を発表しているから大丈夫だということじゃなくて、正しく恐れるというんですかね、本当に今の状況では大丈夫なんですよというのもある程度市民の皆様にお知らせ願いたいなと思っております。

さらに、学校なんかで今給食を提供していると思うんですが、内部被曝が心配されるわけです。そういった意味で、チェックを強化していただきたいというのも皆様から声が上がっております。そういう子どもたちの命を守る取り組みをこれから実施していくのかどうか、あと、やっていればそれもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

給食用の食材についてでございますが、基本的に県内、米については市内ということなんですが、これにつきましても放射能の検査と申しますか、現在県におきましても、要するに出荷制限等行われている農畜産物等ございませんので、その中での食材の購入というところで現在は安全性がはかられているというふうに感じております。今後、新たな、悪いほうへの進展が見られた場合には、それなりの対応をしていくという方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の件ですけれども、これは保護者の皆様にはそういう安全なものを提供しているということを知らしめていただいているかどうか、その辺をもう一度確認します。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現在のところ、これは安全だということを保護者に直接知らせてはおりませんが、議員ご指摘のように大丈夫だと、先ほど部長から説明がありましたように大丈夫であるということをお知らせし、また定期的に検査もしていくよということをお知らせして不安を払拭したいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、教育長が答弁していただいたので、ついでにちょっとお伺いしますけれども、教育長は長年、教育の現場で大切な子どもさんたちを教育指導なされてきたということで、今回の原発事故で大切な子どもたちの命が危険にさらされているということが現実としてあるわけですけれども、

この原発事故に対する所見をお聞かせ願えればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

地震、津波につきましては、これは自然災害であると思いますが、原発事故につきましては人災であると思っております、それによって未来を担う子どもたち、そしてその保護者、地域の人々、国民すべてが不安に陥れられているということは間違いありませんで、ふんまんやる方ないといったところが私の気持ちでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

非常に正義感のあるお答えだったと思いますが、教育長、ちょっと話はそれるかもしれませんが、教育長は市の三役の1人でございます。きのうも全員協議会などでいろいろ市長の新盆回りのことなんかでありましたけれども、自分の利益のために悪いことをしたと、それを謝れば済むと、こういう態度がきのう市長のほうにあったわけですね。市の三役として、教育長の立場で市長にどういうふうに助言とか、教育と言ったら語弊があると思いますが、そういうお話をしているのか、またこういう現場を子どもたちが見たときにどのような説明を教育長はするのか、その辺も含めて今後の姿勢を伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私の立場として教育をあずかるというその職責を私は全うしたいと、そう考えております。以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

深い意味があると思いますので、今後の活躍を期待しております。

それから、最初の質問の中で山口部長にまた再度質問したいんですが、一番今回の課題である安全証明というのを回答いただいてないんですね。確かに県のほうで測定とかして200ベクレル以下に、基準値を大きく下回っているので問題ないんだと、そういうことがありますが、お米を出荷すればいろんな産地米とブレンドされる可能性もあるわけですよ。その中には、放射性物質が200ベクレル以上検出される場合もあるわけですよ。そうしますと、かすみがうら市から出したお米は絶対に安全なんだと、梨でもブドウでも栗でも同じですよ。こんなふうに自信を持ってこのまちの生産物は安心なんだと、こういう安全証明というんですかね、これをやるために機械などを購入してそういうものを促進していくことは考えていないのかどうかをお伺いしたいんです。

また、民間なんかに頼むと1検体大体2万ぐらいかかると私は認識しているんですけども、この測定機を買えば大体安いものでも50万円ぐらいで買えるんですね。市内くまなくはかって、

250カ所はかれば2万円ですから、500万円、もともとれちゃうんですね。それで、市内の生産者を守ることにつながるわけですから、500万ぐらいの投資は安いもんだと思うんですね。その辺の認識をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

安心・安全な農産物、食べる、口から入れるというようなことでございますので、非常に大切なことだと思います。現在、茨城県におきましては、お茶っ葉以外は暫定基準値未満の農産物ばかりでございますので、安心・安全だということになるのかなと思います。

そうはいつでも、風評被害というような形で買い控え等が出ていることでございます。さらに農産物の、先ほど質問にもございまして、答弁漏れしましたが、福島原発の一時期におきましては買い控えがございまして、非常に困った時期がございました。現在におきましては、そういった買い控え等につきましてはありませんが、単価が安くなっているということもございます。

そういったところで、今後、安心・安全の証明をつけてかすみがうら市だけが市場に出荷するというのも、一つの有利販売とはなるとは思いますが、これにつきましてはお金もかかるということもございまして、さらに県の動向、近隣市町村の動向等を、状況を見ながら検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは新聞報道なんかでも、河内町もいち早く米なんかの放射性物質を測定しているわけです。近隣といいます、牛久市、龍ヶ崎市、最近ではつくば市も決定したそうです。こういうふうにとんどん行政が指導して生産者を守る、こういうことをやっているんですね。ですから、周りの動向を見る前に我が市は我が市で、わがしといってもお菓子じゃないですよ。当市ですね。当市が率先して、ほかの市町村はどうでも当市の生産者を守っていくと、そういう姿勢がないと、これは幾らまちの活性化といってもなかなかつながらないんじゃないかと思えます。

それについて、最終的な判断は市長でしょうから、市長にお伺いします。前向きな回答をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、小松崎議員がおっしゃった牛久市、河内町等の調査は県がやっているわけです。かすみがうら市もやって、先般、順次実施しております。利根町あたりからやって順次実施して、かすみがうら市もその一環で、何カ所、14かな……。

[小松崎議員「河内町で独自に」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、それは県のほうでやったやつだと思えます。県の機械は200万とか300万する機械であ

りますから、完全なものであります。かすみがうら市としては、60万程度の機械ですから、今持っている機械をいち早く買ひまして、予備的に生産者の要請によってどんどんやっております。予備的なものですから、精度は悪いんですが、今のところ数値は全然基準以下の値しか出ていませんので、これがちょっと高いというような場合はすぐ本格的な研究機関、もしくは県のほうに依頼をすると、そういう二段構えの体制でやっておりますので、生産者の方にも、あるいは消費者の方にも安心していただける体制は、今、県と協力体制の中で確保できているのではないかと、このように考えておりますので、今の段階では現状を続けていきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、私が言ったのは県の話じゃないですよ。これは各市町村の議員さんに聞いて、やっぱり町独自で、市独自で購入して、安全対策をとっていると。こういうのを伺っているから言っているわけですよ。今、テレビ、ニュースなんかで見ても、県のほうの依頼はもう間に合わない。検体が多くて、本当に大変な思いをして検査していると。そういうことを聞いているわけですよ。市長がいつも言っている安心・安全のまちづくりとかいろいろ言っていますよね、市民を守るんだと。そういうことを言えば、そんなに高い買い物じゃないと思うんですよ。くまなく250カ所はかれば、もともとれちゃうんですから、それは何とか前向きに考えていただけませんか。もう一回お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議員ご指摘でありますから、今後は十分検討してまいりたいとは思っております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

多いに期待しておりますので、市長、よろしくお願いします。

それから、今度、板橋のアンテナショップについて伺いますけれども、最初の質問の中で、市内全域に生産者がいるのかということ伺ったんですが、この辺、答弁していただけなかったんですね。というのは、委託業者に頼んで、霞ヶ浦地区の業者さんだと思っておりますけれども、いろいろ農産物の一覧表とか出してもらっているのを私の手元にもあるんですけれども、これは市全体で取り組んでいるのかどうか、そこを伺います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

先ほどのアンテナショップにつきましては、直売所部門がございます。直売所部門はアグリかすみがうらさん直営で農産物の販売に努力されていると、しなければならぬというような部門でございまして、食材というか農産物が、品ぞろえが悪ければ、それだけ収入がないというよう

な、直接アグリかすみがうらさんにかかわってくることでございます。私どものほうがアンテナショップとして依頼したのは、観光のPR、かすみがうら市のPR、あるいは観光客を誘致するためのPRとか、あるいは農産物の売れ筋の品物の状況報告とか、そういった内容のことをお願いしているわけでございます。当然、直売所が、品ぞろえが悪ければ売り上げが減少し、やがては撤退というような形になるかなと思います。

先ほど申し上げましたように、当初は霞ヶ浦地域だけの農家からの農産物の供給でございましたが、現在におきましては、かすみがうら市全体の4Hクラブの農家の方から農産物の提供、さらには千代田地区で薬物野菜をつくっている方々の提供を受けるとともに、またさらに風評被害を受けて大変困っている果樹観光協会の方々からの梨とかブドウとか柿、現在は梨だけなんです、そういったものが提供されて販売されるというような、面的にはちょっとあれなんです、霞ヶ浦地区と千代田地区両方から農作物をまとめているというような状況でございますので、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私の情報によりますと、7月15日にアンテナショップがオープンして、これは、場所はイナリ通りというんですか、商店街、そこから50メートルほど入ったところで、非常に買い物客が少なく、こういうことを伺っています。それで、1日10万円程度の売り上げしかなくて、本当に大変な状況だと伺っています。アンテナショップというのは、わざと人がいないところに出して、売れるか売れないかを確かめるんですか。普通アンテナショップというのは、新宿とか渋谷とか銀座とか、結構人が大勢通るところに出店して、やっぱり茨城の食材はおいしいものいっぱいあると、こういうふうにするのがアンテナショップなわけですね。聞くところによると、イナリ商店街の周りは高齢者ばかりで、買い物難民の場所だと聞いているんですね。そういうところで茨城のものをPRしようとしても、仕方がないからそこに買いにいこうと、こういう状況で、積極的に茨城の特産物を購入しようとしている客じゃないわけですよ。そういった意味では、何でこういうところに出店したのか、それを伺います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

小松崎議員さんおっしゃるように大山商店街のように人通りがあるようなところではないところでございます。ただ、実際にはその場所、その店舗以外のところに当初出す計画があったわけでございますが、いかんせん家主さんからの条件がなかなかこちらからの希望と合わないという点がございます、現在の地に、当初の計画の地から50メートルぐらい離れたところに移動して、そこで仮オープンというような形でさせていただいているところでございます。

小松崎議員さんが言われるように非常に厳しい経営状態であるとは思いますが、せっかく霞ヶ浦のほうから直売所を出したということもありますので、できるだけ努力をさせていただきまして成功に導いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それで、またちょっと再度聞くんですが、アンテナショップで何で1週間のうちに3日しか開店してないんでしょうか。これ、非常に疑問を感じますよね。本当にPRとそういう利益を度外視してやっているんだったら、雇用促進のお金まで使って最近は投入しているわけですから、毎日開けてもいいじゃないですか。こういうことは考えていないんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

議員さんおっしゃられますように週3日では非常に少ないわけでございます。しかしながら、直売所を受けているアグリかすみがうらさんが、当面、3カ月なんです、売れる状況、経営の状況を判断したいというような形で、仮オープンという形で、週3日というような形で決めたということでございます。それによってアンテナショップを委託しているわけでございます。

さらに予算的には676万ありますが、精算払い主義でございますので、かかった費用の人件費、あるいはPR費、あるいは家賃ですね。家賃については2分の1ですが、あとはマネージャーが、人件費が1人分というような形で精算主義になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もうちょっと聞きます。今度、市長に聞きたいんですが、市長は市長に就任されてから、もう鳴り物入りで、これ、力入れていましたよね。大山ハッピーロードの売店もそうですが、公用車を使って週3回、多いときは行っていたわけですね。そこまでやって、かすみがうら市民の生産者のために努力されていたわけですが、どうもこの結果を見ると、市長が思い入れたほど効果が上がってないんじゃないかと思うんですが、これは途中で市長が手を抜いたからこんなふうになったんですか。それとも職員が全然やらないからこんなふうになっちゃったんですか。ちょっとその辺伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご案内のように放射能被害というのはかなり大きい要因だと思います。大山のアンテナショップのほうは、なかなか受けてもらえない中でJA土浦にやってもらったと。JA千代田にももちろん話はしたんですが、JA土浦に受けてもらって、先ほどの話だと月30万円程度ということで、これは去年11月にオープンして恒常的になっているわけですね。そのほか、大山商店街の中でイベント会場がありまして、このイベント会場も月に1回程度ですか、2日間にわたって結構頻度を多くやっています。イベントについては板橋の各いろんな商店街があります。ほとんど毎週のようにイベントに行つて市の観光PR等をやっております。農産物を持って行ってですね。その

担い手は、いろいろ話はしたんです。かすみがうらカンパニーとかJ A千代田、J A土浦いろいろ話はして、引き受けてくれないかということで話をしました。しかし、なかなか皆さん、いわゆる農産物の確保というのが難しいわけですね。生産者が、いわゆる売る側が必要なときに必要な生産物が、売りたい生産物が集まらないと。そういうところで、なかなか拡大に積極的になれない面があるようであります。

そういう中で、アグリかすみがうらがやってみようということで今やっているわけですが、ですから週に1回やるようなイベントはほとんどアグリかすみがうらのほうにお願いしています。アグリかすみがうらは、さっき申したように木金土と週3日営業しておりますが、アグリかすみがうらも主要メンバー3人です。それから、あと雇い入れた3人でやっているんですが、あした私もその関係でちょっと行ってきますけど、別に手を抜いているわけではありません。市のPRは最重点にやっております。

県の黄門マルシェがオープンしていますけど、これは半年間の契約で、銀座のいいところで、通常だと1年間の家賃が4500万ぐらいかかるらしいんですが、幾分安くしてもらって借りていると。しかし、なかなか売上げが、実際銀座のいいところだからうんと売れるかなという、やっぱり1日に売れる農産物というのは10万ぐらいらしいです。ただ、この前、県の担当者に聞いたら、黄門マルシェの店を出したことによって、テレビの取材が来ると。テレビの取材が来て、そのテレビの取材を広告宣伝費に換算すると1億2000万だと。だから、4500万はもととれるんだと。そういう考えなんですね。

今、アグリかすみがうらを借りているところは月4万5000円です。100倍の4500万ですが、10倍程度のところはあるのはあるんですね。ただ、足が早いのですぐ出ちゃうんですが、やはり月の家賃が30万、40万という家賃の中で、アグリかすみがうらは今4万5000円で借りているんですが、まともなところ、大山商店街のベンチあたりで、大山商店街よりちょっと劣るところなんです。30万、40万。そうすると、敷金がやっぱり300万、400万ぐらいかかるんですね。そうすると、そこまでのリスクは負えないと。リスクを負ってくれるところがやっぱりないと。そういうことで、なかなか広告宣伝に苦慮をしているところですが、始まったものだから、あと半年ぐらいやってみようということで今進めています。

明日もそういう関係で板橋からバス1台来て市内観光やっていただきますが、しかし、長年、何十年やっていたいいわゆる果樹観光でさえも、今バスツアーもない状況ですね。新たに半年前に始まったからといって、そう早急に成果が出るというものではないと思います。しかし、市のほうとしては、そんなにお金はかけられませんが、県みたいにお金はかけられませんが極力、今度のお金は国のお金でやるわけですが、国のお金を使えるということで500万でも600万でも使えると。しかし、なかなか市じゃあ500万も1000万円も出せるかといったら簡単には出せないですね。リスクがありますから。

今、戸塚農園でやってもらっている地ビールづくりというのもやっています。ビール瓶をつくらせて地ビールつくると。これ、戸塚農園、かすみがうらカンパニーがやっていますが、これなんかもリスクが多いのでなかなか受けてくれるところがないんです。でも、戸塚農園さんに同じような雇用対策の関係でやってもらっていると。そういういわゆるもうかるかもうからないかわからない仕事にはなかなかお金を出してくれるところはないです。それを幾らかでも行政のお金を使

って弾みをつけようと、そういう努力は買っていただきたいと思います。これがもう見通しがな
いということであれば、市の単独の予算を使ってどうこうということまでは私も考えておりませ
ん。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長の考えを伺えてよかったと思うんですが、昨年9月に私は市長のほうに本会議で、一般
質問で、市の農産物の販売所をつくる計画は、考えはないのかと、それから観光PRの場所を設
けることはしないのかということでお伺いしました。そのときに市長は、橋を渡れば行方に道の
駅があるからそんなの要らないんだと言ったんですよ。手前にはJAの直売所があるから要らな
いと言ったんですよ。そう言っておきながら何で板橋にばかりご執心なのかなと私は疑問でな
らないんですよ。向こうまで農産物を持っていく、そういうタイムラグもありますし、大変なん
ですね。

ですから、そんなにお金かけないでできるということでは、市内の霞ヶ浦庁舎の庭を借りて、
テントでも張って、定期的に観光客が通る土日を利用してそういうところでやったらいかがです
か。それから、この千代田庁舎だって、国道に面していますよ。ちょっと入りますけどね。そう
いうところに看板を掲げてやったらどうですか。ほかにも観光果樹園とかあって、市が、行政が
邪魔するのかというあれが来るかもしれませんけれども、皆さんに持ち寄ってもらえれば十分効
果が上がるじゃないですか。呼び込みなんか、その雇用促進のお金で人を雇えるでしょうよ。
670万も金使うんだったら、東京は東京で、キャンペーンで定期的に、おいしいイチゴができた
らいえばそのときにみんなでわーっと思えばいい、梨、栗、柿、ブドウ、そういう時期になっ
たらみんなで行く。板橋区役所の駐車場はまだ行ったことないからわからないけど、そういうと
ころをお借りしてテントを張ってやったらいいじゃないですか。もっと効率のいいかすみがうら
のPRというのもできるんじゃないですか。

そういう意味では、市長、半年ぐらいで見込みがなければ撤退するというものですから、その
先はそういうことも視野に入れて計画を立てていただきたいなと思うんですけれども、いかが
ですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この354線とか市内に直売所が要らないという話は、私、した覚えはないです。むしろそれは、
いろんなところで、私、発言していますから、積極的にやっていきたいと思っています。現に霞
ヶ浦庁舎の空きスペースがゆくゆく出る予定もあります。そういったことから、あるいは庁舎の
イベント会場がありますよね。あそこが今、空いていますね。ああいうところで、実は農業者の
後継者の団体にも申したんですよ。あるいは、かすみがうらカンパニーにも言ってあります。ぜ
ひ何か計画してくれと。これは役場の職員が仕入れてきて売るということは、やったらどうせ
しょうがないんで、人件費高いんで、とてつり合わないんで、やっぱり民間でやってもらわな
くちゃならないです。小松崎さんもぜひ加わっていただければいいと思うんですが、雇うんじ

なくて自分のリスクでやってもらいたいんですね。自分のリスクでやる人がいるかどうかなんです。だから、そういう可能性のある人たちには、私、話しかけています。現にかすみがうらカンパニーさんにも話しかけておりますし、それから、そういう提案を受けた農業後継者団体とか商工会の関係者にも、じゃあぜひあなたがやってくださいと、そういう提案を受けたんですね。だから、ぜひあなたがやってくださいと、そういうふうに言っています。しかし、だれもなかなか、自分のお金を出して、リスクとってやってくれる人はいないんですよ。だから、そういうリスクをとれる、議員の皆さんも自分でリスクとって申し出ていただければ、なかなか本当に商売というのはそんな簡単なものではないと思います。もしそういう方がいたらぜひご紹介ください。どんどんやります。市内はどんどんやります。ただ、今の段階ではJAさんや何かもいるし、そういうことなのでよろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

要らないなんて言ったことないというのは、うそですからね。市長、ちゃんと会議録見てください。私はそれであきれて、質問やめちゃったんですから。今度の市長は期待持てたなと思ったんですけど、あの回答で私はがっかりきたんですから。それは後でよく検証してみてください。

[発言する者あり]

○6番（小松崎 誠君）

まあ、市長、そうやって投げやりな言い方しないでくださいよ。

じゃあ、次行きます。

東日本大震災で義援金の問題ですが、まず、先ほど竹村部長のほうから、全壊、大規模半壊、これ合わせて23件ですか。その方々に見舞金と義援金を支給されたと。で、罹災証明出ている991件に関しては、やってないけれども、5件ほど融資のお話があって今3件進行中だと。こういうお話がございましたよね。それで、幾らぐらい、これ、見舞金と義援金で支給されたんでしょうか、1つ。

もう一つは、国を通じて赤十字社からの義援金 came ということですが、それはそういう方に支給されたんでしょうけれども、個人とか団体で来た義援金というのは幾らぐらいあるのか、これをお伺いします。それをまた有効に使っていきたいというお話がありましたけれども、この有効にというのは、ちゃんとそういう罹災した人たちに支給されるのか、配っていただけるのか。罹災証明を出したのは991件ですが、またブロック塀とかそういうところが壊れた方もいるわけです。確かに固定資産税のかかるところにしか罹災証明出ないわけですけども、ブロック塀が壊れた方とか長屋が壊れたとか生活をしてないところの壊れた部分ってあるわけですよ。そういうところにも支援の手を差し伸べることができないのかどうかをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま見舞金の内容についてのご質問でございますけれども、見舞金、これ、市の単独の災害見舞金がございます。これにつきましては全壊で8万円、大規模半壊につきましては5万円。

これはあくまでも住家ということで、現に住んでいる住宅がそういう被害を受けられた方に対しての見舞金でございます。

さらに赤十字等からの見舞金でございますけれども、これは全壊の方が第1回配分として、県、義援金を合わせまして50万円、それから半壊が25万円であつたけれども、その後、追加配分等がございます、これ、現在で、全壊の場合ですと赤十字等から98万5808円、県から15万円で、合計で113万5808円という内容になってございます。同様に大規模の場合ですと合計で56万7904円という内容になってございます。さらに半壊につきましては、住家の場合、赤十字等から合計で56万7000円、見舞金という形で来てございます。そのような見舞金の内容でございます。

さらに今の市への見舞金の質問もあつたかと思ひます。市からの見舞金等につきましては、個人、団体から市へ送られた見舞金という内容がございます。その内容につきまして、すべて社協のほうを通じて集計してございます。社協のほうから県のほうに送られております。金額的には法人で100万円程度出された方、あと個人的には数万円出された方等がございます。

あとブロック塀等につきましてはの支援ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、その辺については借入資金のほうで支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

そもそも義援金というのはどういう趣旨なんでしょうか。私は義援金というと個人がいただけるものと思つているんですよ。困つている人がいただけるものだと思つているんですよ。それを市は本当に国で定めた全壊家屋、大規模半壊、あと半壊ですか。その辺までのもともと恵まれたというか、対象になつている全壊だと国は100万、建て直すときは200万ですね。大規模半壊のときは国から50万で、それを直そうとすれば100万ですか、追加でいただけると。この辺はいいんですよ。

だけど、義援金というのは、被災した人、罹災した人、そういう人に個人的に配られるのが義援金じゃないのかなと思ふんですね。これは聞くところによると最初は1000万円ぐらいあつたと。また、追加で3000万円ぐらい出してる。合計で4000万円ぐらいあると伺つたんですけども、これをどんなふうに使つているのかというのを聞きたいんですよ。義援金の趣旨から言えば、本当に今回被害に遭われた方に等しく分配するのが義援金の趣旨じゃないのかなと思つて聞いているんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

大変失礼しました。先ほど私が申し上げましたのは大規模半壊で被害に遭われた方へ赤十字等から支給される見舞金の内容でございます。

さらに市民の方が被災地への見舞金ということで受け付けております。それは社協で窓口にして集めてございまして、最近のデータで440万ほどありますけれども、それは県の赤十字のほうに送ってございます。

それからかすみがうら市への義援金、見舞金という内容につきましては、総務部長のほうで答えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、ただいま保健福祉部長から申し上げました内容とあわせてお話し申し上げます。

現在高、いただいているお金でございますが、22年度は26万円、23年度が3496万8000円となっております。そういうことで、これらについては市へ納付されて寄附金として会計上処理しまして歳計の中に入れていっているものでございます。

なお、これについては個人に配るといふ性格のものではなくて、市としては、復旧・復興の財源として使う考え方で整理しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市の復旧・復興というインフラの整備のほうに回されるんでしょうけれども、本来ならば義援金というのは本当に被災された方へのお見舞金という形で分配するのが一番理想的なんじゃないのかなと私は思ひます。市の方針がそういうことでしたらしようがないですけども、今後また義援金の分配とかあった場合には、それらを被災者の方に、被害者の方に回せるように努力していただければと思ひます。

最後のほうの質問になりますけれども、定員の適正化ということで私も総務委員会なんかで伺っている内容なんですけど、消防職、これは西と東の消防署を2つ運用しているんで、人員が多く行っているということですが、今、職員の採用がずっと滞っております、これは西の消防署に統合するようなお話も伺っております。そういう中で東消防署、これは救急車と消防自動車を置くというようなお話ですが、1台しか稼働しないと、こういうお話も伺っています。ですから、救急車が1台出動すると、2台目の出動は西消防署から行くと、こういうことも伺っています、旧霞ヶ浦の住民の方の生命の安全に危機を及ぼすんじゃないかと。この辺をどのように考えているかお答へ願ひたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、消防全体としての状況をまず申し上げまして、具体的なハード面といひますか、運

用面についてはまた別の形でお話を申し上げます。

消防職員の場合、類似団体というようなものがございませけれども、その比較からすると全体としては8名ほど超過になっているというのが実態でございませ。

なお、消防署を我が市は2署配置をしているため、これは超過しているんだというふうな考えなわけでございませが、平成20年4月1日現在では消防職員84、類似団体では76で8人多いということになります。一方で、非常に大事な部分でございませけれども、充足率からすると当市は62%、県平均が70%ですからかなり下回っている。そういう意味では施設に対する職員数が少ないという状況が伺えるところでございませ。

今後、こういう意味からすると、類似団体との比較、あるいは充足率の関係をどのように整理していくかということが非常に大きな課題だと思っております。現場の実態としては、非常に厳しい状況に工夫をしながらというところはあると思っております。

以上になります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

状況はよくわかりましたけれども、6月の定例会で、これは岡崎議員が質問した内容で、市長が答弁なされた内容で、土浦の神立消防署か何かのお話を事例を挙げて、人数は少ない人員で回しているから、旧霞ヶ浦でも問題ないんだよと、こういう回答があったかと思うんですが、市長、どうでしょうか。旧霞ヶ浦の東消防署、そういう出動体制が十分ではない状況に陥ってしまうということがあるんですけれども、市長はその辺どのようにお考えになっていませか、お答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務部長からの答弁にもありませとおりでありますが、全体的にかすみがうら市の一般会計に占める総人件費というのは、茨城県一はご案内のとおりであります。そういう中で、消防署が2つあるというのは非常に不効率。これは細長いからどうしようもないわけですね。そういう中で、私は前から、就任早々から中川市長にもお願いしたんですが、とにかく早く消防署だけでも先に一緒になれないかというような話をしたんですが、統合のシステムですね。通信システムに問題があると。メーカーが違うもんですから、システムに問題があるということで、統合がなかなかできないわけです。

そういう中で、今、県のほうで統合計画が進んでおりませして、統合というか、通信システムの統合計画が進んでおります。それとあわせながら人員計画は立てていきたいと。我が市の、質問にありませませんが、何でその職員人件費がそんなに高いかというのと、頭でっかちになっちゃっているんですね。要するに若い人と年配の人の比率が、若い人は少ないんです。特にここ少なくなっちゃっていますね。で、上のほうがごっそりいるんです。頭でっかちの職員構成になっているので、さらには人員も多いわけです、全体人員がね。市の規模に対して全体人員が大きいと。だから、とにかく不効率になっちゃっている。

例えば、消防だけでとってみると、消防職員1人当たりの人口数、かすみがうら市は524人、常陸太田市が、あれもだっ広いですが680人、東海村が680人、東海村は小さいですね。阿見町は746人。これ見てもわかりますけど、人口当たりでいくと、職員1人当たりの持っている人口ではかすみがうら市は少ないんですよ。だから、これだけでも不効率だというのがわかりますよね。とにかく効率化と、何とか人員の確保をしながら、一般職のほうが本当は年配の人を、職員を消防のほうに回せばいいんですが、50過ぎて消防のほうへ行って1、2、3やってもなかなか容易じゃないわけですから、どうしてもということになればそういうことも考えなくちゃならないでしょうけど、そういう状況をご認識いただきまして、ご理解賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、いつもそういう答弁なんですよね。最後にちょっと、もうこれはまた個人的にお話したいと思うんですが、最後に市長にお願いして終わりたいと思います。

私、市長、これは誤解なさらないで聞いていただきたいんですが、市長とお話すると、姿を見ると、いろんな言葉が思い浮かぶんですね。銀流しとか、カエルの面にしょんべんとか、それから、のれんに腕おし、ぬかに釘。で、馬飼ってるせいかしらないけど、馬耳東風に、馬の耳に念仏という。こういう言葉がいつも出てきちゃうんですよ、市長とお話するとね。いつも話をはぐらかされて。

そういうふうにならないようにもうちょっと話し合いを持って、総合的に行政運営をやっているだけで、近隣の市町村とも仲よく、市の中の行政改革もわかりますよ。だけど、市長はこの前の職員採用の件で、ブログで書きましたよね。総務委員会の小松崎が反対したから行政改革がうまく進まないって、そう言ってましたよね。でも、あれ決めたのは、最終的には議会の本会議で皆さんの採決を、表決をもって採択したものなんです。私が個人で反対したわけでも何でもありません。そういうふうにも市長は何でも人のせいにする。これじゃあ何やったって行政運営できませんよ。だから、特に馬耳東風、馬の耳に念仏、この辺、思い浮かばせないようにやっていただきたい。答弁は結構でございます。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

これより昼食休憩といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

それでは、これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分といたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

会議の前に、発言訂正の勧告について申し上げます。

小松崎誠君から発言の訂正を求める申し出があったため、議長において平成22年11月25日の会議録を調査したところ、小松崎誠議員から「観光案内所を設けるべきと思うが、その考えを伺います」との質問に対し、市長は第1回目「施設の設置は現在考えておりません」と答弁しております。また、その後、小松崎誠議員から2回目の質問において「先ほどの回答では、まず直売所は設けないというようなお話でしたけれども、これは何とか今の庁舎の周辺にできないものかと望むものでございます」との質問に対しても、市長は「今のところ、あそこに市が主導で直売所をつくるという考えは持っておりません」と答弁しております。

以上のことを踏まえ、市長に対し、発言訂正をすることを勧告いたします。

1番 河村成二君。

○1番（河村成二君）

訂正する箇所はどこなのか、お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

はい。先ほどの一般質問の中で、小松崎議員のアンテナショップの一般質問において、小松崎議員より「霞ヶ浦庁舎付近もしくは道路沿いに直売所の設置を、以前も質問したが、設置しないと発言があった」と指摘があり、これに対し、市長は「そんなことは言っていない」と発言し、また「自分で調べてみる」とも発言があった、この内容でございます。

先ほどの私の発言の訂正勧告については、最初に申し上げましたように、22年11月25日の会議録の抜粋であります。この抜粋に対して、先ほどの一般質問の中で、小松崎議員は「私は22年の11月の議会でも言いましたよね」と市長に再度質問したわけですね。

[宮嶋市長「さっき質問したのは、354号線の全体みたいなことを言ったんじゃないの。霞ヶ浦庁舎……」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

いやいや、違います。それは市長の認識違いだと思います。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の発言訂正の話ですが、よく私の弁明も聞かないで、そういう発言訂正されるというのは、ちょっと遺憾であります。大変遺憾であります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、以前の答弁書、調べさせてもらいました。小松崎君が言っているのは、私が言っているのは市の主導で直売所はつukらないよということを答弁しています。市の主導で、要するに市で直売所をあそこら辺にやらないのかと。もちろん、直売所をつukらないんですかと言っているわけだよね。だから、市の主導ではつukらないということを言っています。だから、私が言ったのは、市で直接、直売所をつukるということは今でもやってないわけですから。民間の方に運営してもらおうということはあくまで考えていますから、民間の直売所はつukらないとは言っていないわけです。民間主導でつukるということは推奨しているわけです。ですから、その前後にも、民間の方には、かすみがうらカンパニー、あるいは小松崎鉄工所さんの商工会での話とか、あるいは農業後継者の話とか、そういう節には、ぜひ主導、要するに民間サイドでやってくれる人があつたらやっukてくださいよということは言っていますから。だから、そこをはき違えないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

続いて、発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

平成23年かすみがうら市議会第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、公有財産等の管理運営についてお伺いいたします。

かすみがうらの誕生と行財政の改革、合理化などによって、これまで活用されてきた公有財産のうち、現在、その行政活用がなされていない土地の現況についてお伺いしたいと思います。

まず、民間委託により廃止された保育所跡地の管理状況についてであります。霞ヶ浦地区の保育所につきましては、統廃合や民間委託によって、従来6カ所あつた保育所が1カ所になっていると思いますが、この廃止された保育所跡地は市有財産であつたのか、また借地であつたのか、その辺の経過も含めて、現在の管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、旧千代田町第五保育所の現況と管理状況についてであります。この第五保育所は、統廃合によって既に保育所の建物として活用が停止されております。一時、その建物の一部は行政事務所が置かれていたという経緯もありましたが、その事務所も移転し、現在では完全にその行政施設としての活用が停止したままになっていると思います。また、この第五保育所用地は、市の財産ではなく借地になっているのではないかと思います。借地であれば、当然に借地料が発生するわけですので、公共施設として活用されていない借地に、依然として借地料が支払われているとしたら極めて問題であります。現在、この第五保育所跡地の現況と、その管理状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、公共工事の入札についてお伺いいたします。

公共工事の入札問題については、県内においても、従来から多くの不正行為が発覚し、その都度、厳しい指摘がなされてまいりました。特に、2003年1月には官製談合防止法が施行されたと

ころであります。そうした中で、過日発覚した県発注の土木工事をめぐる官製談合のニュースは、県民にとって驚くべき実態でありました。公共工事の入札を県職員が主導し、建設業界の幹部が入札業者を指名、振り分けて、事前に落札業者を決定していたというものであり、結局、関係58社が指名停止処分を受けたという大変な不祥事が、県民の前に明らかになったわけでありませぬ。このような公共工事をめぐる不祥事は、当市においても例外ではなく、それだけに適正な入札制度の施行による公共工事の信頼回復は重要な課題であって、市民の注目も高いものと思ひます。そこで、現行の一般競争入札制度と、その問題点などについて、市長の所見をお伺ひいたします。

公共工事の実施につきましては、地元業者の育成や、地域経済の活性化などの観点から考慮しなければならぬという現実的な側面もあるわけです。しかしながら、特に大きな公共事業の場合には、市外のランクの高い業者に偏ってしまい、JVを組んだりしなければ、中小企業地元業者の参入は難しい実態にあります。一方で、そうした公共事業以外の分野については、指名競争入札によって適正な入札参加の余地も出てくるわけですが、申すまでもなく、指名業者の選考に当たっては、発注事業の内容や業者の経営力、技術力、実績など適正かつ公正な評価がなされなければなりません。また、随意契約につきましても、一定の業者などに偏ることがない公明性が問われなければならぬと思ひます。市長は、今回の県発注工事の官製談合問題などを踏まえ、当市における現行の一般競争入札制度と、その問題点などについてどのようにお考えなのか、市長の所見をお伺ひいたします。

また、2つ目は、一般競争入札以外の指名競争入札と、随意契約の現行制度と業者選定のあり方について、市長の所見をお伺ひいたします。

次に、校内暴力といじめの根絶についてお伺ひいたします。

昨年10月に、群馬県桐生市の小学校6年の児童が、いじめを受けて自殺したという何ともやり切れないニュースがありましたが、国の直近の全国調査の結果によると、いじめの件数は前年度対比で1,000人当たり1.4件であったものが、昨年度は一気に10.8件に急増し、そうした増加傾向は県内においても同様であるという極めて残念な状況が報告されております。

また、これまでいじめという概念は、自分より弱い者に対し一方的に攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているというような加害者の立場で定義されていたものが、現在では、心理的、物理的な攻撃を受けたということで精神的な苦痛を感じていると、被害者の立場からとらえられております。

このことは、いじめについては学校として積極的に関与し、いじめの発見防止に取り組んでいくという、強い姿勢が不可欠であるということを示したものであると思ひます。ややもすれば、従来は、いじめの実態が表面化しても、そういう話は承知していなかったとか、学校の経営管理上、いじめの実態をそれとなく承知しながら、あえて避けていたというような隠ぺい体質が先走ってしまうというケースが見られます。そういう教育現場の閉鎖的、かつ消極的な姿勢が、かえっていじめの実態把握や善後策の対応において、後手後手に回ってしまう要因であったともいえるのではないのでしょうか。

そこで、このような校内暴力や、いじめがさらに増加しているという全国的な傾向を踏まえて、市内の小中学校の現状についてお伺ひいたします。今、市内の小学校、中学校など教育現場にお

いても、校内暴力やいじめは起こっているという父兄からの情報もあるのですが、実際にその実態件数はどうなっているのでしょうか。そして、教育委員会としては、これまで校内暴力やいじめを根絶し、健全な学校教育環境を確保するためにどのような対応を進めてきたのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

次に、五輪道橋改修工事の経過についてお伺いいたします。

五輪堂橋改修工事の経過と問題点につきましては、私が所属する産業建設委員会において事務検査を行い、詳細な報告書も提出されておりますので、この間の問題点については改めて具体的な指摘を申し上げるまでもないと思います。

その中で、特に産業建設委員会としては、事務検査の結果、6月の議会において、五輪堂橋改修工事の三者協定の締結のため再協議を求める決議を行いましたので、その決議文については市長のもとに届いているものと思います。つまり、事務検査において、石岡市長の負担できないという見解や書面は存在せず、提出された資料では、かすみがうら市長、宮嶋光昭氏の申し出により二者締結に至ったものと判断せざるを得ない。よって、議会としては、五輪堂橋改修事業は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備、促進することがより適切であり、さらには、かすみがうら市民の負担軽減を図るべく、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者協定の協議を改めて速やかに行うよう、ここに決議するものであるというものであります。

そこで、市長にお伺いいたします。このような経過を踏まえて、産業建設委員会の決議文が市長に届いてから既に2カ月が経過しております。この間、市長はこの決議文をどのように受けとめて、三者協定の協議をどのように進めたのか、その経過をお伺いいたします。

次に、石岡地方斎場建設問題についてお伺いいたします。

石岡地方斎場建設問題については、今日、唐突に出てきた課題ではなく、いわゆる市民の要望を踏まえて、関係三市の執行部と議会が数年にわたって検討、協議を重ね、隣接自治体としての信頼と協力関係を確認して決定した重要な事業であると、私は認識しております。しかしながら、市長の単独整備という一連の考え方を伺いますと、広域行政による信頼関係や政策の合理化などの大切な部分を一方的に破壊し、しかも議会の尊厳性までも無視するような政治姿勢は、市長という権力者による独善的かつ横暴な民主主義政治のありさまを見るような気がしてなりません。

また、市長のいわゆる単独整備の予算と建築図面を拝見しますと、市長は、かすみがうら市にいわゆる家族葬的な、また一時の間に合わせ的な斎場を建設するとしか理解できず、それは多くの市民の要望とはかけ離れた計画ではないでしょうか。仮に市長が進めようとしている斎場の予定地が具体的に示された途端、周辺市民の建設反対運動が起こることは必定であり、市長の単独整備の構想も、その入り口で早々ととんざしてしまうような気がしてなりません。斎場などの建設は、短期間で市民や議会のコンセンサスを得られるような問題ではなく、それは幾多の自治体の例からも明らかなことであると思います。

そこで、今回はそうした経過はさておいて、最初に市長にお聞きしたいことは、市長が独自のお考えで斎場の単独整備を進めていくとした場合、果たして石岡地方の一部事務組合の離脱が可能であるのかという問題であります。具体的な諸点は省略しますが、言うまでもなく一部事務組合は、関係自治体の行政需要と信頼関係に基づき、法的手続にのっとりて成立した特別地方公共団体であり、その運営に当たっては、何よりも組合成立の事情と経過、そして関係自治体の信頼

関係が重んじられなくてはならないと考えます。そうした点を踏まえて、市長は一部事務組合の離脱という問題について、関係自治体間の信頼関係や組合離脱の法的手続などについては、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

2つ目は、いわゆる組合負担金の支払いの問題であります。一部事務組合は、先ほども申し上げましたように、関係自治体の行政需要と信頼関係に基づき、法的ルールにのっとって成立しているわけですが、その組合予算につきましても、申すまでもなく、関係自治体の議会と組合議会の議決に基づいて成立しているところであります。このように法的手続に従って成立した組合予算は、具体的には組合の分担金条例によって、関係自治体が納付すべき時期と金額が定まっているものと思います。したがって、関係自治体が納付すべき分担金は、こうした法的ルールに従って誠実に処理しなければならず、一方的に一自治体が、そのとき、そのときの政治判断のみで、都合よく組合分担金の支払い義務を果たさないということは、許されるべきものではないと考えます。

そこで、市長にお伺いしますが、既に平成23年度の組合分担金の第1期分、あるいは第2期分の請求書が届いていると思います。この分担金の支払い義務は、法的ルールに従って誠実に履行しているものと思いますが、その請求額と納入額など、組合分担金の処理状況についてご説明をお願いいたします。

また、これだけ大きな問題になっているので、会計処理に問題はないと思いますが、組合から請求された当市分の負担金の支払いについて、会計管理者にお伺いします。本年度、組合から請求され、当然に当市が納入すべき負担金が全額ではなく、当市の都合と独善的な判断によって、その一部の負担金しか支払われてないという事務処理があったとしたら、その関係法令や関係例規に照らし合わせた場合、適正であるのかどうか、ご説明願います。

以上、5項目について、市長、教育長等に所見をお伺いし、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目、公有財産等の管理運営につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番、現行の一般競争入札制度と、その問題点につきましてお答えいたします。

本市における一般競争入札は、市の一般競争入札実施要綱に基づき実施しておりますが、入札参加者につきましては、入札参加資格者名簿に登載されていることを条件とし、発注金額、総合評価値、地域条件等で参加条件を付しております。また、市内業者が単独で参加できる発注金額は建設工事5000万円未満としており、地元業者の育成を視野に入れ、公正性、公明性、競争性の確保に努めて実施しております。

2点目、2番、指名競争入札と随意契約の状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、校内暴力といじめの根絶につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目、五輪堂橋改修工事の経緯につきましてお答えいたします。

一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋架替工事につきましては、平成18年1月に、河川管理者の茨城県から、道路法第22条第2項の規定に基づく協議があり、茨城県並びに関係市であります石岡市と三者で事業負担等の協議を進め、石岡久保田市長が就任した直後の21年11月、石岡市は負担金支出をする協定には応じない旨を表明しましたが、その後、翌年6月までに、一たんは協議がまとまっています。そこで、平成22年7月に三者協定を結ぶ予定でしたが、石岡市が同年7月22日になって、私の就任の前日ではありますが、再度、協定を保留するとの意向を示したため、三者協定が結べない状況になりました。この間の経過につきましては、議会の決議文の中には考慮した形跡がないようであります。

9月に入り、石岡市からの回答が長引くようであれば、長年の高倉・栗田地区の念願であった事業進捗に影響があることから、土浦土木事務所との協議を行い、さらには土木事務所、石岡市との協議を行う中で、石岡市から工事負担協定からおりるとの回答があり、その後、土浦土木事務所と協議を進めた結果、平成22年12月に、河川管理者茨城県知事と道路管理者かすみがうら市において、一級河川恋瀬川河川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事について、かすみがうら市が負担すべき負担金の額等に関し、石岡市も加わって協定を締結し、事業が遂行されております。

ご質問いただきました、三者協定の再協議についてのその後の経過についてでございますが、事業を所管しております土浦土木事務所との協議では、県としては、かすみがうら市と交わした協定書は破棄できないとの回答であります。

石岡市とのその後の交渉であります。隣接市として協力していく方向は変わらないと伺っておりますが、今後、費用負担等につきまして、石岡市長との面会を含めて申し入れをしておりますが、今のところ、先方が会いたくないということをおっしゃっておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

5点目、1番、斎場の単独整備と一部事務組合の離脱につきましてお答えいたします。

石岡地方斎場組合離脱の法的手続などについて、どのように考えているかとのことでありますが、現有施設は、解体、撤去を行うまでの期間は施設の利用を行っておりますことから、今すぐ組合を離脱するということはありません。今後は、3市による話し合いになりますが、その施設が供用廃止になる時期までには話し合いの中で決定されるものと考えております。

2番、組合負担金の支払い方法につきましてお答えいたします。

組合負担金の支払いにつきましては、石岡地方斎場組規約第14条において、経費の支弁方法が定められております。最終的には、本市財務規則67条6号の規定により、平成23年度斎場組合負担金のうち、第1四半期分管理運営費217万4000円を7月19日に、第2四半期分管理運営費217万1000円を8月31日に、石岡地方斎場組合に納入したものでございます。詳細につきましては、会計管理者からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

答弁の前に、2つほど御礼を申し上げます。

1つは、8月2日から7日まで、岩手県の陸前高田市の気仙中学校の野球部の生徒が本市に参

りました。5泊6日の合宿をやっていたわけですが、20人中17人の子供が自宅を流されてしまって、避難所生活をしているというかわいそうな子供たちで、私もどういふ子供たちか心配をしておりましたが、素直で、元氣も回復して、そして礼儀正しくて、こちらがかえって元氣をもらったような、そういう子供たちで、何か心洗われたような気持ちになりました。

それから、志筑小学校につきましては、長い間、皆様のお骨折りによりまして竣工の運びとなりました。ありがとうございました。また、8月25日の竣工式典にご出席をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、山本議員の3点目、校内暴力といじめの根絶についてお答えをいたします。

件数をお尋ねでございますので、初めに市内小中学校のいじめ等の現状について、小学校、中学校別に申し上げたいと思います。

平成22年度は、対教師暴力、小学校11件、中学校4件、合わせて15件。児童・生徒間の暴力、小学校14件、中学校19件、合わせて33件。いじめ、小学校6件、中学校8件、合わせて14件でございます。また、今年度1学期末で集計したところでございますが、対教師暴力、小学校ではありません。中学校は2件ございました。合わせて2件。児童・生徒間の暴力、小学校2件、中学校6件、合わせて8件。いじめ、小学校4件、中学校3件、合わせて7件でございます。

各学校で、先生方は子供たち一人一人に寄り添いながら、指導を展開してくれておりますが、残念なことに、ただいま申し上げましたように、児童・生徒間の暴力や、対教師暴力、いじめなどがありまして、肉体的、精神的苦痛を感じている児童・生徒が確認されております。大変残念なことだと思っております。

これまでの対応としましては、暴力行為やいじめは、いかなる理由があっても絶対に許されるものではないという認識のもとに、道徳の時間や学級活動の時間を中心に、すべての教育活動を通して未然防止に取り組んでいるところです。早期発見策としましては、アンケート調査、個別面談、教職員と児童・生徒の間で日常的に行われている日記指導、家庭訪問などを行っております。

教育委員会としましては、校内暴力やいじめを根絶して、健全な学校教育環境を確保するために、各小中学校に対して、さきに述べましたような未然防止策、起きてしまったときの対応策などを指導するほか、教職員の人的配置や生徒指導、研修会の開催などを行っております。また、日ごろから学校訪問や調査を実施したり、学校からの連絡体制を整えたりしまして、各学校との情報の共有に努めておりますが、保護者から直接、委員会にいじめの訴えがあった場合には、学校、場合によっては関係機関と連携をして、特にいじめられた児童・生徒の支援と保護者への対応に努めておるところでございます。そのほか、市の教育支援センター、教育相談室の相談員が電話相談、来室相談などで対応しておるところでもございます。

今後も引き続きまして、生命の尊重、人権尊重の精神を基盤として、思いやりの心や規範意識をはぐくんで、いじめや暴力がなくて、子供たち一人一人が明るく、楽しく、充実した学校生活を送れるよう一生懸命取り組んでまいりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

1点目1番、民間委託により廃止された保育所跡地の管理状況につきまして、お答えいたします。

民間委託により、5つの保育所が平成21年3月31日付をもって廃所となりましたが、その敷地のすべてが市の所有地でございます。その後、保育所跡地の活用方法について庁議で検討を加え、旧佐賀保育所については、平成21年度において建物の改修工事を実施し、歩崎公園ビジターセンターとして、また、旧第二、第三保育所については、平成22年度において同様に建物の改修工事を実施した上、安飾、牛渡の各地区公民館として整備され、現在、それぞれ行政財産として各所管課によって管理運営されております。

旧志土庫及び旧下大津保育所については、普通財産として検査管財課で管理しておりますが、旧志土庫保育所は既存建物つきで売却ということで公売を実施をした経過がございます。ただ、その時点では不調となっているところでございます。また、旧下大津保育所は、既存建物解体が完了し、更地となっておりますので、今後の活用方法については検討が必要であると考えてございます。また、旧志土庫、旧下大津2カ所については、雑草の繁茂期に合わせ、年に3回程度の除草作業を職員により実施をしている状況でございます。

1点目2番、旧千代田町第五保育所の現況と管理状況につきまして、お答えをいたします。

旧千代田町立第五保育所については、千代田町時代の平成9年3月31日付で保育所の統廃合により廃所とされました。その敷地については、市有地3,156.98平方メートルであり、そのほかに西側の進入路の一部を上土田行政区より借用しております。

当該施設につきましては、その建物の一部を、平成17年4月1日より同22年の9月30日までの期間、社団法人茨城県看護協会に貸し付け、訪問看護事務所として市の備品倉庫として併用しておりましたが、現在においては市の備品倉庫並びに埋蔵文化財の保管場所としての利用となっております。また、当旧千代田町立第五保育所敷地についても、旧志土庫、旧下大津と同じように、保育所の敷地と同様、雑草の繁茂期に合わせ、年に3回程度の除草作業を職員によって行っているものでございます。

次に、2点目2番の指名競争入札と随意契約の状況につきまして、お答えをいたします。

発注金額は、指名競争入札につきましては建設工事で500万円未満、随意契約につきましては建設工事で130万円未満としてございます。業者選定につきましては、市の入札参加資格者名簿に登載されている業者で、指名競争入札においては、工種ごと原則総合評点値550点未満の市内本店業者としております。随意契約につきましては、総合評定値には関係なく、工種ごとに現場に近い業者の方5社以上を選定をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

[会計管理者 大塚 隆君登壇]

○会計管理者（大塚 隆君）

山本議員の5点目、斎場建設問題についての2番、組合負担金の支払い方法についてにお答えします。

石岡地方斎場組合負担金につきましては、第1四半期の管理運営費217万4000円及び第2四半期の管理運営費217万1000円について、平成23年7月19日及び8月31日に、石岡地方斎場組合会計管理者の預金口座へ口座振替の支払い方法により支払っております。この一部負担金しか支払われていないことについての適正か否かとの質問でございますが、公金の支出において会計管理者は、地方自治法第232条の4の規定で、地方公共団体の長による命令がなければ支出することができないこととなっており、また支出命令を受けた場合において、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないこと、及び当該債権が確定していることを確認した上で支出することとなっております。

今回の石岡地方斎場組合の第1四半期の負担金につきましては、管理運営費217万4000円について、予算執行者から平成23年7月5日付で、また第2四半期につきましては、管理運営費217万1000円について8月25日付で、それぞれ支出命令を受けておりますが、斎場建設費に係る支出命令はございませんでした。

会計課におきましては、この支出命令があった管理運営費に係る支出負担行為及び支出命令について、さきに述べました条文中に規定されている内容を確認し、事務処理を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

今、管理者のほうから5点目のお話がありましたけれども、請求書はどういうふうになっていたんですか。支出負担行為については、今、お話しされた金額であったと思うんですが、石岡斎場組合の添付資料として請求書がなかったのかどうか、その辺、もう一度確認したいと思っておりますので、お願いします。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

今回の支出に当たりましては、支出負担行為及び支出命令につきましては請求書が添付されておりました。しかし、先ほど市長からの答弁もございましたように、市財務規則第67条に規定されている請求書の提出を待たないで支出ができる経費として、同条の第2項に規定されている当該経費の計算の基礎を明らかにした内訳書が添付されて、支出命令がされてございました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

この石岡地方斎場建設の負担金につきましては、恐らく、このままこじれておりますと裁判になる可能性がありますので、私は心配して、そういうことを考えた末、今回、このように質問を

させていただきました。間違いのないというようなことでございますので、安心をいたしました。

それでは、公有財産の管理運営につきましては、今、総務部長のほうから答弁をいただきましたけれども、市有財産につきましてはいろいろと、いろんな活用だの何かしていると思うんですが、ただ借地については、最終的にそのほかにも相当あると思うんですよね。だから、壊すのか、壊さないのかをはっきり決定したならば、できるだけ早く処分できるように、年次的計画を立てて、速やかに行っていただきたいと思います。

それから、2点の公共工事の入札についてでございますけれども、本市におかれましても官製談合というような汚点があったわけでございますけれども、かすみがうら市では絶対に官製談合を起こさないように、いろいろと対策を講じ、また市長においても十分認識されて、信頼と透明性の高い公共工事の実施をお願いしたいと思います。今、経済の低迷や公共事業の見直し、縮減などによって、建築・土木業者の絶対的な仕事量が大幅に減少し、民間業者は大変な状況に置かれております。特に、市発注の公共事業において、指名競争入札につきましてはできる限り市内の関係業者を指名優先するなど、地域経済の活性化にもつながるような措置が必要ではないかと思っておりますので、特段のご配慮をお願いいたします。

それから、道路境界等の測量についてお伺いいたします。通常、このような測量は担当課の職員が行っているのか、あるいは測量会社に随意契約を行っているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

ただいまの質問につきまして、境界確認等については随意契約により測量会社に委託をして実施をしてございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

聞くとところによりますと、以前から千代田地区においては、土浦市にある測量会社に委託しているという話ですが、それは事実なんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

手元に詳細な測量会社がありません。後日、ご報告を申し上げます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

かすみがうら市内に事務所を構えている測量会社は、千代田地区は3業者あります。霞ヶ浦地区には1業者、4業者あるんですよね。だから、地元業者優先という立場から考えますと、なぜこれまで地元の測量会社に委託してこなかったのか、その経過も本当は聞きたかったんですが、まだわからないというようなことで、ひとつ調査をよろしくお願いします。

それから、石岡市では、公共嘱託登記組合があり、市内の境界確認等についてはその組合に全部お願いして委託しているというようなお話がありました。また、土浦市においても、同様な組合があり、市の仕事は全部その業者をお願いしているというようなことでありますので、かすみがうら市におきましても同じような、市の業者を随意契約するような方向でお願いをしたいと思えます。

それから、石岡市では、建築基準法に基づく、いわゆる道路のセットバックについては、地権者に20万円の助成をしているとお聞きしたんですが、本市はこのような補助金、助成金を出しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時31分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

大変失礼いたしました。

まず最初に、セットバックの件ですけれども、当市ではそういう補助はありません。

2点目の、道路管理課で行っています境界関係の測量ですけれども、2社実施しております。共同測量さん、石塚測量さんでございます。山本議員からお話がありました、市内で本店を置く、営業を行っている届け出のある業者は1社でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

続きまして、3点目の校内暴力といじめの根絶について、再度お伺いいたします。

菅澤教育長は、校長の職を何年か残して早期退職されたと伺っております。それだけ市長からの信頼と人望も厚く、学校教育にかける情熱があったからこそ、早期退職をしてまで教育長の道を選んだものと思います。また、若い教育長ということで、実力とともに実行力もありますから、何かと教育界に新風が起きるのではないかと、PTA関係者や市民の皆さんから期待が大きいことは、ご自身もよくおわかりのことと思います。ぜひともこのあたりで、学校教育とはこうなんだという菅澤カラーを打ち立てて、邁進していただきたいと思えます。菅澤教育長のもとで、各学校が一丸となって生徒指導に当たり、校内暴力やいじめなど絶対に起こらないような健全な教育環境を確保し、子供たちが伸び伸びと明るく学校生活を送れるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以前は、下中の生徒は相当荒れている、しかも東小にはその予備群までいるというようなお話があちこちで聞かされました。それは一部の傾向であると思えますが、現在はどのようなの

か、その実情をお伺いいたします。先ほどは全体的な数字なんです、下中と東小の関係についてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

先ほどの数字の内訳でございますが、学校名は控えようと思っておったんですが、山本議員さんから学校名がありましたので、また3月か6月の議会にも下稲吉東小という名前が挙がって、説明申し上げたというような経緯もございますので、ここで数字を申し上げます。

先ほどの対教師暴力、22年度、小学校11件、これはすべて下稲吉東小学校でありまして、そのほかはございません。ですが、今年度は今のところないということです。

[山本議員「対教師暴力というのは生徒が」と呼ぶ]

○教育長（菅澤庄治君）

生徒が先生ということです。

[山本議員「生徒、児童同士は」と呼ぶ]

○教育長（菅澤庄治君）

児童同士は、昨年、全部で14件中、小学校では14件がやっぱり下稲吉東小でございます。

いじめについては、学校がばらけていて、昨年度、下稲吉東小にはいじめとしての報告はありません。ですから、これは児童間の暴力ということだったんだと思います。今年度は、今のところ、下稲吉東小学校は生徒間の暴力が1件あったというだけで、落ちつきを取り戻しつつあるのかなと思っております。

下稲吉中学校につきましては、対教師暴力は、昨年、4件であります。生徒間暴力は18件、いじめが4件であります。今年度、1学期間では、対教師は残念ながら2件ございました。生徒間の暴力は6件、いじめは2件ということで、下稲吉東小学校につきましては、昨年度、子供が卒業したということもあるでしょうし、学級担任が一生懸命やっているということもございまして、今のところ落ちつきを少し取り戻しつつある。中学校については、まだまだ予断を許さない、子供たちが授業に入らないで駆け回っているというような状況は、今でもございます。

山本議員さんから励ましをいただきましたが、なかなかご期待にこたえられるような力は持ち合わせておりませんが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、ご支援のほど、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

千代田中学校の通学路で、6号国道の歩道に藤つる、クズという正式名称なんです、自転車通学の困難な場所が何カ所かあります。これは、学校やPTA、区長などの協力によって解決できる問題であろうと思いますので、生徒が安全に通学できるように、適正な対応をよろしくお願いいたします。

かすみがうら市になって6年が経過しましたが、教育現場も、従来とは違って大きく変化した

点もあろうかと思えます。かすみがうら市の未来を担う立派な子供たちを育成するためには、特に青少年相談員など各種団体とも積極的に連携し、その総合力を活用しながら、健全な教育環境を確保していくことも大事であるのではないかと思いますので、教育長に特段のご配慮をお願いいたします。

続きまして、五輪堂橋改修工事の経過について、もう一度お尋ねをいたします。

五輪堂橋改修工事の話し合いについては、斎場問題もありますので、なかなか石岡市長との話し合いの場を持つことは難しいだろうということは重々承知しております。しかし、このまま二者締結で終わってしまうと、本来、石岡市が負担すべき4400万円を全額、かすみがうら市の一般会計から支出することになってしまいます。その点を市長は市民に対してどのように説明するのか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、まず認識を議員の皆さんに改めていただきたいと思うんですが、先般の決議文の中で、久保田石岡市長はもともと就任のときから、この負担金の支出、負担金といってもこれは一方的な話でありまして、土浦土木事務所がはじいた負担金です。あくまでもこれは相談の上で、かすみがうら市と石岡市と土木事務所でこういうふうに出そうよという試案を持ってきたわけですね。これは平成18年から交渉をやっていると、土浦土木事務所の資料によれば。

で、話が進んできたんでありますが、21年の10月に久保田市長が就任して1カ月後に、このお金は出したいくないよと。石岡市は、確かに一番の道路の基点は石岡市、柿岡から志筑に向かう道路です。ですから、あそこは石岡市になるんですが、主に使うのが高倉、栗田へ向かう橋なわけです。だから石岡市としては、久保田市長は元不動産さん屋ですから、やっぱりそういうところはさといと思うんですよ。で、これはどう考えたって石岡が金を出すべきものじゃないと考えたんだと思うんですね。だから、1カ月たって、この話を聞いて、その話は乗れないよと、こういうことを最初から言っていたわけですよ。21年の11月から。そういう中で、同級生の坪井市長だったものですから、4200万円、何とか出してよ。そういう話をしたんでしょうよ。で、土木事務所も間に入って、間に入ってというか土木事務所が交渉はしていたわけですが、かすみがうら市側が坪井市長ということで、何とか、何とか6月30日までの時点に出すかという話になったんだと思います、想像するに。

ところが、私と坪井市長は選挙の真っ最中ですから、これはちょっと様子見たほうがいいと。大体、宮嶋は負けっぺとは思っていたでしょうか、そういう中で7月1日の協定を保留してきたわけです。ちょっと待てよと。そうしたら、7月11日が坪井さんが負けちゃったわけですね。で、これは、今までの話はもうひっくり返そうということで、7月22日に、私が就任の1日前ですが、お金は出さない、要するに協定を保留するという形なんです、その協定というのはお金を出すということなんです、それを保留するというようになってきたわけです。

その話を、私は全然そんなこと知らないですから、8月になって話を聞いて、もう8月の末には発注しなくちゃならないんだよと。これはもう三者協定しないと発注できないよと。今、発注

しなかったら、これは流しちゃうしかないよと。県で、そんながたがたしているところへ金なんか出さないよと。もともと出したくないわけですから、県はあちこちから頼まれているわけですから。それは、長年の高倉、粟田の人たちが歴代の町市長に頼んでやったものなんですよ、議会でも同意して。

そういう経過の中で、8月過ぎちゃって、私が土木の部長にどうなんだ、どうなんだと言っても、土木事務所へどうなんですかと、土木の部長には宮嶋が直接交渉してもいいよと、こう言われたんですが、直接交渉はしなくていいよと、土木事務所がやるからと、こういう話だったんです。

そこらの部分は、どうも証言が抹殺された経緯がありますが、議会での証言で太田課長とかが証言したものはどうも抹殺されちゃっているみたいですが、抹殺というか、太田課長の証言は違っているようです。私の認識している事実とは違うようであります。

しかし、それが9月15日に、土木事務所へ行くから、行くからと私は言っていましたから、ようやくその段ができて、土木事務所へ9月15日に、私と、まずは部長と、太田課長とで行ったわけです。で、事情を聞いて、8月末にもうアウトになっちゃうよという話なんですけど、今度は9月いっぱいに出さないとアウトだよと、土木事務所はそうです。

そういう中で、土木に任せたんですが、任せるとするのは、土木が任せくれと言うわけですから、これは県の仕事だから土木に任せとくれと。で、任せていて、その後は土木事務所が石岡市長に期限つきで文書を出したりなんかしているんですが、結局、返事もなかったと。最終的には、暮れになってから三者協定ができたよと。二者じゃなくて三者協定なんですよ。で、石岡市は、土地は貸すよと、お金は出しませんよと。かすみがうら市は、じゃあ石岡市の分はかすみがうら市で出しますよと、ぜひ五輪堂橋をつくってくださいよと。じゃあ、それなら県も、今まで県が出すと言っていた金を出すよと、そういうことで三者協定になったわけです。

その後、議会の決議案が出て、宮嶋はろくな交渉もやってないんじゃないかということになったんで、そうおっしゃるんならということで、7月になって、担当部長に石岡に行ってこようという話をしました。それで、担当部長同士で話をした。私は、石岡市長にいつでも頼みに行くよと、こう伝えるというふうに話してあります。だけど、いまだに向こうが、この件では今は会っても仕方ないでしょうと。当然、斎場問題がありますから、そういう経過になっています。

でも、もともとの石岡市の態度というのはそういうことだったわけですから、その経緯を考えれば、今さら言ってもまずなかなか難しいというのはご理解いただけると思います。そういう経過であります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私は、石岡市長は、市長が行けば、話が話し合いになれば、負担金についてはうまくいくんじゃないかなと、そういうふうな感じをとっていたわけですが、きのうから同じような答弁で、わかりました。この問題につきましては、議会としては4400万円というような不当な形での予算は支出してはならないというような立場から、再協議を決議したところであります。当面は結構ですが、市長においてはその辺の事情をいま一度冷静に判断されて、再協議のテーブ

ルにつくようにお願いをいたします。

それから、5点目の石岡地方斎場の問題については、基本的には市長の考え方は変わらないということなので、非常に残念でなりません。市長は、市民の支持を得て当選されたわけですが、従来から、その生活圏域にある石岡市と密接な関係にある、特に志筑地区や新治地区の市民の声にもっと耳を傾けていただきたい。それからでも、最終判断は遅くなかったのではないかと思います。

これまでに妥協案として提示された火葬炉は8基から6基に、セレモニーの部分については石岡市と小美玉市の両市だけで負担するという計画縮小の見直しがあったのですから、それだけでも市長の選挙公約と整合性は十分に達成できたのではないかと、私は考えております。市長の政策をかたくなに守って、独善的に進めることばかりが民主的な市政や改革の政治ではないと思います。ときには、より少数の意見を配慮することを示すことも民主政治の原点であるとも言われております。またこのあたりで一度立ちどまって、耳目をよく開き、多くの市民が市長に期待した政治姿勢の初心に戻っていただきたいと思っております。

地方自治は、執行権者の市長と議会がその役割と責任を自覚し、協調して、市政発展と市民福祉の向上のために尽力しなければならないことは申すまでもありません。市長と議会が相互に尊重し合い、よりよい緊張関係を持って市政の統治機構を担っていくことこそ、民主的政治運営の基本であろうと思っております。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

3月11日に発生した東日本大震災は、5カ月が過ぎた今も、先の見えない不安を全国に与えております。いまだに多くの被災者が不自由な暮らしを強いられ、心身ともに深い苦しみと疲れを抱えています。

加えて、東電福島原発の爆発事故では、いまだに9万人近い人たちが避難を続け、放射性物質による農畜産、水産物などへの汚染も広がっております。原発で働く人たちだけではなく、子供たちなどへの影響も懸念されております。いまだに収束の見通しさえ立たず、被害を拡大し続けております。

地震と津波は自然災害であります。原発事故は違います。安全神話にどっぷりとつかり、日

本共産党や市民団体、専門家の警告を無視して、何の対策もとらなかった歴代政府と東電が引き起こした人災であります。この事故をはっきりと人災と認め、そのことへの深い反省に立って、まずあらゆる力を総結集して、速やかな原発事故の収束を図ることが求められています。決して東電任せでは解決できません。そして、避難されている方々を一日でも早く故郷に戻すこと、放射能被害から住民の方々の健康を守るためにあらゆる対策を講じること、原発事故によるすべての被害に対して速やかな全面賠償を行わせることであります。そして、もう一つ、根拠のない安全宣言に基づく無責任な原発再稼働要請は撤回せよということ、私は求めたいと思います。

被災住民の速やかな復旧、復興の願いとは逆に、国会では政争に明け暮れた末に、8月30日、菅内閣が総辞職、新たに野田佳彦氏が95代目の総理大臣に任命されました。我が党の志位和夫委員長は、今回の民主党代表選の結果は、民主党が自民、公明両党とも事実上の大連立と、消費税の大増税という道を選んだという結果であり、その道は国民多数の政治を変えてほしいという願いと真っ向から矛盾する。みずからが2年前の総選挙で掲げた公約とも矛盾してくると批判し、こういう道は、早晩、破綻に直面せざるを得ないと指摘し、日本共産党は野田新体制に対して正面から対決し、大いにその問題点を明らかにするとともに、国民の要望に即して、政治を前に進めるために頑張りたいと決意を述べました。

当市でも、宮嶋市長は、昨年7月、市民にわかりやすい公約を掲げて市長選を制しました。私は、市長とは財源面では考え方は異にしますが、国保税大幅引き下げや、石岡地方斎場移転建設計画の見直し、及び中学生以下の医療費無料化など、私が常に目指している公約と一致することもありまして、支持をいたしました。

斎場建設の問題で、宮嶋市長は、ある程度の譲歩はいたしました。基本的には無駄遣いを許さないという立場を堅持していることは評価されます。しかし、大きな公約の一つである国保税の引き下げについては、収入が少なく、固定資産を持たない低所得者層にとって引き上げとなる条例改正を行ったことは問題であります。

加えて問題なのが、市立さくら保育所の民営化を、8月25日、文教厚生委員会に突然提案したことであります。スケジュールでは、来年4月から実施するというのですから、余りに拙速であります。

市長は、政治手法には根回し重視型と情報発信型があると述べ、今、かすみがうら市に適しているのは情報発信型だと語ってきたではありませんか。私は、絶対に認めるわけにはいきません。今後とも、市民の要求に根ざした議員活動を基本に頑張る決意を表明して、一般質問をいたします。

1、東日本大震災による被災者支援、震災復興、原発・放射能から市民の暮らしを守ることに
ついて。

1つ、放射能汚染対策について、総合的な対応のため、放射線対策本部の設置が必要と考えますが、市長の答弁を求めます。

2つ目、福島県からの避難者についての市の対応についてお伺いをいたします。避難者である東北3県から茨城県への避難者は2,000人を超えています。当市で受け入れている避難者は何人おられますか。特に、福島県からの避難者は何人でしょうか。災害救助法では、県内外の人が民間アパートなどに避難している場合、応急仮設住宅として扱うことができるとしておりますが、当

市の対応はどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

3点、原発からの速やかな撤退と東海第二原発について、市長の見解をお伺いをいたします。原発事故は、ほかの事故には見られない異質の危険があります。放射性物質が外部に放出されると、抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼし、地域社会の存在さえも危うくします。こうした危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地することは、危険きわまりないことであります。

また、東海村にある東海第二発電所は、3月11日の東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止をいたしました。その後、2日間、外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち、1台は津波の影響で動きませんでした。6.1メートルの防護壁に、5.4メートルの津波が押し寄せたのです。もし、津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島第一原発と同じような深刻な事態になるところでありました。東海第二原発から20キロ圏内には、福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地であります。茨城県庁もこの中に含まれます。東海第二原発は、運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きております。私は、東海第二原発を廃炉にすべきと考えますが、市長の答弁を求めます。

4つ目、損壊した個人住宅の改修、再建のため、一部損壊と判定された家屋の再調査と修繕費助成などの支援策について、災害見舞金を含む件についてお伺いをいたします。また、住宅の損壊、液状化により、民間アパートなどに避難している市内避難者はいたのか、お伺いをいたします。今回の地震は、未曾有の事態であります。避難者にとっては、突然の出費に困惑しております。近隣市町村では修繕費助成などを実施していますが、一部損壊家屋にも何らかの支援ができないか、改めて答弁を求めます。

5つ目、防災無線（個別受信機）、防災ラジオ等の普及促進の具体策についてお伺いをいたします。さきの第2定例会では、市長は全市民への的確な情報伝達を確保する観点から、千代田地区への同報系防災行政無線設置は多額の財源を必要とすることから、防災ラジオやミニFMを視野に入れながら、より少ない財源で、より効果的な事業を選択していきたいと答弁をいたしました。具体的な進捗状況について説明を求めます。

6つ目、耐震防火水槽の設置、消防力の強化、井戸の確保についてお伺いをいたします。当市には耐震防火水槽が3カ所ありますが、1日で水が底をついたと聞きます。増設は考えていないのか、また国が定めた消防力整備指針の人員充足率について、当市は62%とのこと。これでは市民の安全は守れません。増員計画はないのか、お伺いをいたします。また、地域消防団の統廃合についても不安の声が出されております。井戸の確保については、土浦市は避難所となっている公共施設には、順次、井戸を掘っていきたいとしております。以上、3点について答弁を求めます。

大きな2番目の点に移ります。下土田の残土問題について。

私は、幕ノ内区長さんらの相談を受け、一昨年来、下土田地内への残土搬入問題をただしてきましたが、茨城県も市当局も、施工業者による強引な手段と手法に何らの対抗措置もとらず、結果的には計画量である1万7500立方もの残土が搬入されてしまいました。しかし、次に残土搬入の計画地とされていた場所については、事実上、できなくなりました。そのような意味では、幕

ノ内区長さんらの必死の闘いが実を結んだものといえます。しかしながら、汚染の疑いのある残土は、そのままの状態、うずたかく盛られたままであります。農業と地域の安全、安心を担保する立場から、市と農業委員会から以下の3点について答弁を求めます。

1つ、裁判における原告幕ノ内区長の戸田實氏との和解内容について、説明をお願いします。

2つ、施工業者から完了届がまだに出されておられません。その後の刑事告発はどうなったのか、お伺いをいたします。

3点目、とても良質な土砂とはいえない残土が持ち込まれ、放置された状態になっております。このことについて、市農業委員会の現状認識をお伺いをいたします。

大きな3番目ではありますが、茨城県の官製談合事件と、談合入札を防止する対策についてであります。

茨城県発注工事の入札をめぐり、公正取引委員会は8月4日、県境土地改良事務所と県境工事事務所の歴代所長や担当課長、計12人が談合にかかわったと認定し、官製談合防止法に基づき、県に改善措置を求めました。また、公正取引委員会は、独禁法違反で古河市内など63業者に排除措置命令、うち50業者に計2億9227万円の課徴金の納付を命じました。

そこで質問です。県境土地改良事務所と境工事事務所発注工事において、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置要求を受けたことについて、市長の見解をお伺いをいたします。

2つ目、官製談合事件にかかわる防止策と入札制度の具体的改革の内容について、お伺いをいたします。

4つ目の大きな課題ではありますが、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについてであります。

3月議会の国民健康保険税改正で、国保税が引き上げとなる世帯が3,255世帯、全世帯の44.75%で、その1世帯当たりの値上げの平均額が年間6,745円となることが、6月議会の市長の答弁で明らかになりました。今回の税額改正の問題点は、人頭税ともいえる均等割の分を大幅に引き上げ、応能割と応益割の比率を5対5に近づけたことにあります。その結果、所得や収入が少ない世帯では、前年度と比べて国保税は高くなってしまったのであります。

そこで質問であります。1つに、今回の国保税改正について、市長は、税の負担の公平性を理由に均等割の引き上げをいたしました。加入者の負担能力に応じたものと考えているのですか。近隣市町村並みと言いますが、均等割額が県内14番目、これは平成20年度です、から23年度の改正で6番目に高くなった、これについての認識についてもお伺いをいたします。

2番目、国保には法定軽減のほかに申請減免があります。申請減免は、国保法第77条、保険者は条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対して、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる、これに基づき自治体が独自に条例で定めております。国保加入者が著しく生活が困窮していると思われる場合についても、国保税の減免取扱要項、基準をつくるべきだと思いますが、答弁を求めます。また、病院にかかりたいが、窓口負担が多くて払えない、こう訴える方も少なくありません。あわせて、医療費の一部負担金の減免基準を設けることについても答弁を求めます。

大きな5番目です。向原土地地区画整理組合への税金投入問題について。

私は、向原土地区画整理組合事業は、公共性が担保されない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態だと指摘し、これ以上の税金投入は許されないと主張し続けてまいりました。しかし、市長は、組合施行であっても公共性や公益性が高いと認識し、市からの損失補償の可能性もあると、この考えは変わっていないようであります。

そこで質問であります、平成23年度に販売できた保留地は何区画ですか、その平均坪単価は幾らでしょうか。

2番目、一方、仮換地の販売も進んでおります。その結果、販売済みの仮換地と保留地面積の合計はどのようになったのですか。

3番目、区画整理事業の資金計画についてお伺いをいたします。当初の収入の部で、国費及び町費と、それから町助成金は、それぞれ幾らでしたか。また、保留地処分金予定額は幾らだったのか。その際、販売価格は、単価は坪幾らであったのか。支出の部で、工事費と借入金利子及び損失補償費額は幾らで、事務費等は幾らとなっていたのか、答弁を求めます。

大きな6番目であります。基本水量の見直しによる水道料金の引き下げについて、お伺いをいたします。

水道料金が高くで困っている、せめて使っていない水まで負担させないでほしいという、この市民の声は切実であります。水道料金の従量制への移行は必至であります。

そこで質問であります、まず1つ、市当局はようやく基本水量の見直しによる水道料金の引き下げに動き出しました。水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果について報告を求めます。

2つ目に、飲料水の水源地となる霞ヶ浦には56本の河川が流入しております。放射能汚染が広がる中、地下水の必要性が高まっております。地下水利用を高めるため、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設など、水開発事業はやめるよう要請すべきだと思いますが、改めて市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、放射能汚染対策について、総合的な対応のため、放射線対策本部の設置を求めるところにお答えいたします。

放射能の対策につきましては、農林水産物などの対応に限らず、多岐にわたるものであり、その対応につきましては、より具体的、専門的な対応が必要であると思われまいます。現在は、放射線量を測定し、ホームページ、広報紙等に掲載して市民に周知していますが、放射線量は測定当初から比べると減少しておりますが、被害は予測できないのが現状であります。議員ご提案の放射線対策本部の設置につきましては、放射能対策を余り前面に出して行うことは、かえって世論を騒がせるようなことにもなりかねませんので、県近隣の市町村等の状況を見ながら、対策をしてまいりたいと思っております。現時点では、担当課及び災害警戒本部等による対応で進めていきたいと

思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1点目2番、福島県からの避難者についての市の対応につきましては、保健福祉部長、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、原発からの速やかな撤退と東海第二原発について、市長の見解につきましてお答えいたします。

東海村の村上村長は、福島第一原発の事故で住民が放射線にさらされ続けたことを受け、現在、定期検査に入っている東海第二原発の再稼働については、今の段階では再稼働は完全に白紙、また政府自体の原発に対しての政策も固まっていないと、厳しい見解を示しました。これは、東海村が脱原発宣言を発表したようなものであり、この宣言に対しまして、私は評価をするとともに、東海第二原発は速やかに燃料棒を引き上げ、完全廃止する必要があると考えております。

1点目4番、一部損壊とされた家屋の再調査と支援策について、お答えいたします。

8月18日現在における一部損壊の罹災証明発行件数は991件であります。現在の確認方法は、申請時に添付された写真により調査を行っておりますが、これにより問題があるとは聞き及んでいないことと、震災後、期間が経過し、修復がなされた家屋もあることから、ご質問の再調査については現在のところ考えておりません。また、修繕費助成などの支援策につきましては、住宅等災害復旧資金の利子補給制度で対応していきたいと考えております。詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

また、1点目5番は総務部長、1点目6番の消防力は消防長、井戸の確保につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、2番、下土田の残土問題につきましては環境経済部長、2点目3番、市農業委員会の現状認識につきましては農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、県境土地改良事務所と境工事事務所発注工事において、公正取引委員会から、入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置要求を受けたことにつきまして、お答えいたします。

8月4日に、境土地改良事務所と境工事事務所が発注する工事に関し、茨城県の職員が入札談合に関与していたとして、公正取引委員会から、官製談合防止法に基づく改善措置要求を茨城県が受けております。そして、改善措置要求は、国の省庁や新潟市、青森市などで8例がありますが、都道府県が対象となるのは初めてであります。入札談合等の不正行為は、とりわけ官製談合は決してあってはならないものでありますので、大変遺憾であります。

3点目2番、官製談合事件にかかわる防止策と入札制度の改革につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、向原土地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番、水開発事業はとめるよう要請すべきと思うにつきまして、お答えいたします。

霞ヶ浦導水事業及び八ツ場ダム建設事業につきましては、以前にも申し上げたかとは思いますが、国において検証作業が進められている事業であります。茨城県においては、推進の立場であることから、国、県の動向を注視しているところであります。また、放射能汚染につきましても、国、県の動向を注視し、対応していきたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えします。

初めに、1点目の東日本大震災による被災者支援に関する質問の2番目、福島県からの避難者の市の対応についてのご質問にお答えします。

今回の大震災によります茨城県内の避難者は、8月11日現在、2,480名おります。そのうち、水戸市や美浦村などの施設、また、つくば市などのホテル、旅館等の避難所がありますけれども、そこに164名避難されております。かすみがうら市内に避難されている方は、福島県の方が10世帯26名おります。また、今回の震災によりまして被災され、避難されている方については、応急仮設住宅として、民間賃貸住宅の借り上げ及び契約の置きかえにより対応することになっております。住家が全壊、全焼または流出等をした者、または原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な方で、みずからの資力では自宅の確保ができない方が対象になります。今回の補正予算におきまして、所要額を計上させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

次に、4番目の質問のうち、住居の損壊、液状化等により、民間アパートなどに避難している市内避難者はいたのかというご質問にお答えいたします。

現在、住家の全壊、大規模半壊、半壊等の件数は22世帯ございまして、避難されている方は5世帯あります。避難先といたしましては、民間アパートが2世帯、県営アパートが1世帯、さらに民間企業の社宅にお世話になっている方が2世帯ございます。また、住家が一部損壊された方への支援につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたように、利子補給制度などにより支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

初めに、1点目の2番、福島県からの避難者の対応につきまして、お答えをいたしたいと思います。

東日本大震災によりまして、被災されました方々が全国各地に避難されており、避難される前の住所地の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となっていることから、総務部では全国避難者情報システムへの登録を受け付けているところでございます。このシステムは、避難された方から避難先の市町村へ避難先に関する情報を任意にご提供いただき、その

情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づきまして、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うことを目的として実施しているものでございます。

次に、1点目5番、防災無線、つまり個別受信機、そして防災ラジオ等の普及促進の具体的策につきまして、お答えをいたします。

さきの東日本大震災の際に、防災無線の設置されていない千代田地区においては、情報伝達手段が課題として残りました。その課題解消に向け、現在、手法の検討を進めているところでございます。

まず、防災無線の個別受信機設置につきましては、今年度、避難所等に、J-ALERTに対応した個別受信機30基の設置を予定しておりますが、情報伝達の効果、整備費、維持費等を十分検証しながら、手法を検討していきたいと考えております。

次に、防災ラジオにつきましては、臨時災害放送局を開設するには、自治体の長が総務省に申請をいたしますが、開局に当たりましては、既存のコミュニティFMを利用する方法と自治体みずからが開局する方法がございます。本市にはコミュニティFM放送局がございませんので、現時点で既存コミュニティFMを利用する場合は、つくば市でございます「ラヂオつくば」、これを利用させていただくことになります。この場合、放送局開設申請はつくば市が行いますので、つくば市との連携が必要となってまいります。また、災害発生時のみ使用させていただくことは困難なため、平常時から、つくばコミュニティ放送株式会社への例年経費が生じることが想定されております。自治体みずからが開設する場合は、災害発生時には自治体が放送機材を調達し、放送を開始するものでございます。この場合、申請後、新たに周波数が割り当てられますので、空き周波数の有無、電波の周波数が事前に周知できないなどのデメリットが考えられます。防災ラジオにつきましては、いずれの方法も事前に試験を行うことができませんので、十分に精査することが必要となります。このように、いずれの手法につきましても、メリット、デメリットが考えられますので、十分に研究し、よりよい手法を取り入れていきたいと考えております。

次に、1点目6番、断水の際の生活用水源として井戸を確保することにつきまして、お答えをいたします。

今回の震災におきましては、井戸の設置割合が低い千代田地区において、県西用水経路の分断から長期間の断水が発生をいたしました。市では、井戸水の提供者を募り、それを公開するとともに、千代田地区内9カ所で給水作業を行い、対応したところでございます。ご質問の井戸の確保につきましては、新たに井戸を設置するものではなく、提供者の募集、情報の公開を積極的に実施するなど、既存の井戸を活用しながら対応していきたいと考えております。なお、この項目の中で消防職員の増員のお話でしたが、今の段階では増員の関係は定まってございませんので、ご答弁申し上げます。

次に、3点目2番の官製談合事件にかかわる防止策と入札制度改革につきまして、お答えをいたします。

入札談合等不正行為、官製談合は、あってはならないものであると考えております。本市におきましては、入札制度検討委員会におきまして、入札の競争性、透明性を確保するための制度改革、改正を行ってまいりまして、現在も続けているところでございます。また、この入札が適正に行われているかどうかをチェックするために、入札監視委員会も設置をしている状況でござ

います。ご理解をいただきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目6番の耐震防火水槽の設置、消防力の強化について、お答えいたします。

現在、市内の消防水利につきましては、防火水槽、消火栓、河川やプールなどのその他の水利を合わせますと1,667基あります。内訳は、20立方以上の防火水槽が589基、消火栓が1,031基となっております。その中で、耐震型の防火水槽は243基です。また、現在は、多年度計画により、年間、耐震防火水槽2基と消火栓4基を整備しております。ご質問の飲料水兼用の耐震性防火水槽は3基設置してあります。震災時の飲料水配布に60立方2基を使用しましたが、どちらも3分の1程度は残っておりました。ほかに1カ所の100立方防火水槽は、火災発生時の対応として使用しないで確保しておきました。なお、今後、飲料水兼用防火水槽の増設はどの質問ですが、経費の関係から、現時点では考えておりません。

次に、消防力の強化につきまして、お答えいたします。

本市の消防力は、市町村合併による一部事務組合の再編に伴い、2カ所の消防署を有しております。これは、本市が東西に長い地理的な不便な地区であることから、消火活動や救急活動を速やかに行うために2カ所は必要であり、そのために消防力も必要であります。このため、電波法改正に伴う消防救急無線デジタル化、共同化を推進し、広域化を目指し、消防力の強化に対応したいと考えております。

消防団の統合、廃合につきましては、市民の方が不安を抱かないよう、現在の担当分団のみの出場ではなく、隣接分団も出場するように出場エリアを変更して対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目1番、裁判における原告幕ノ内区長の戸田實氏との和解内容について、お答え申し上げます。

下土田の残土問題の裁判につきましては、弁護士を通し原告側と和解する方向で、現在、事務を進めており、和解内容につきましては、1つ目が残土現場井戸水の水質検査、2つ目は原告宅の浅井戸、深井戸の水質検査、3つ目は近隣井戸の水質検査、4つ目は中根川、飯田川の合流地点の水質検査、5つ目は現場近くの水質検査でございます。

2点目2番、施工業者からの完了届がいまだに出されていない、その後の刑事告発はどうなったのかというようなことにお答えいたします。

下土田残土の施工業者の刑事告発につきましては、土浦警察署生活安全課の指導、協議により、

排水路施設の設置、のり面の芝張り、土量、土壌報告書の提出の内容の催告状を4月26日に施工業者会長へ手渡してございます。その後、施工業者からの連絡を待っていたところ、残土現場の地権者から、隣接の地権者に迷惑をかけたくないとのことで、みずから費用を負担して排水路の整備をするという協議が道路主管課にございました。このことを土浦警察署生活安全課へ報告いたし、排水路施設の設置が最大の告発要件となっているため、その他の要件では不起訴となる見込みが強いとの回答がございました。これらのことから、今後の起訴の方向につきましては、地権者が排水路を整備した後、再度、土浦警察署生活安全課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の2点目3番、市農業委員会の現状認識についての質問につきまして、お答えします。市農業委員会としましては、下土田の残土問題につきまして、再三にわたり、代理人を通して口頭により指導をしております。また、県知事名にて、早期に現場に対して実施するよう行政指導をしている内容でございます。今後の対策としましては、県と協議しながら、早期に解決するよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

4点目の国保税の引き下げについて、1番目、今回の国保税改正について、加入者の負担能力に応じたものと考えているのかにつきましては、国保税の引き下げについては、すべての納税義務者に対し、一定率をもって引き下げることは大変難しいこととあります。

今回の税率改正で、1世帯当たり、1人当たり平均課税調定額を近隣市並みの課税とするとともに、応能割、応益割を5対5に近づけることにより税負担の公平性を求めたもので、均等割、平等割を引き上げたことにより、平成22年度に比べ引き上がった世帯があることも事実であります。

低所得者層については、従来、全納税義務者数の約24%に当たる方が対象となる均等割、世帯平等割を、課税所得に応じて4割、6割を軽減する運用が改められ、平成22年度からは2割、5割、7割と軽減割合が引き上げとなり、その対象世帯数は全体の40%に達しており、例を申し上げますと、課税所得が33万円未満の場合で、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割、平等割の合計額が、平成20年度は2万5200円となり、その軽減割合が6割ですから、1万80円となります。23年度は、合計額が3万円となり、その軽減額が7割ですから9,000円となり、平成20年

度に比べ1,080円、結果として引き下がる状況となっておりますので、個々の納税義務者が負担し得るものであると考えております。

次に、均等割についてであります。ご指摘のとおり、医療給付費部分と後期高齢者支援金分を合わせた税額が、平成20年度においては2万5200円であったものが、このたびの税率改正により、平成23年度には3万円となり、4,800円引き上がるものとなりました。

県内の状況を申し上げますと、高額順に、那珂市3万7200円、つくば市3万3600円、行方市3万3000円、笠間市3万800円、次いで鉾田市と、かすみがうら市が3万円で6番目となっております。近隣市の状況は、小美玉市が2万8400円で8位、石岡市は2万7000円で14位、土浦市は2万3500円で24位となっております。

次に、2点目の、生活が困窮していると認められる場合の国保税減免取扱要項の制定について、お答えします。

国保税減免要項の制定につきましては、国民健康保険税条例第30条の規定により、天災事変等により納付の資力がないものと認める者、生活困窮のため公私の扶助を受ける者、及び被保険者の資格取得日等の状況などにおいて、減額または免除することができるとされております。ご質問の、所得の減少による生活困窮者についての減免等は要件がありませんでしたので、今定例会にご提案しました議案第53号国保税条例の一部改正条例において、減免要件に所得状況を追加して、課税年度において所得減少となった者に対し、国保税の減免を実施してまいりたいと考えております。

次に、医療機関の窓口における医療費一部負担金の減額、減免基準についてであります。このたびの震災による被災者については、一部負担金の減免を実施しているところでありますが、一時的ではあれ、著しく生活が困難な方に対しても、一部負担金の減免を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問の6点目1番、水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果につきまして、お答えいたします。

一般用水道料金の改正案を、8月9日に開催された水道事業運営審議会に諮問いたしましたが、諮問した改定案は、現在までに蓄積された現金を活用し、使用料10立米以下の世帯の負担を軽減するため、隣接する土浦市と湖北水道企業団での料金体系を参考としまして、ゼロ立米を基本料金とし、使用水量に応じて水道料金を徴収するものでございます。10立米未満では料金値下げとなりますが、収益の減となりますので、合わせて10立米以上の料金単価の見直しも行いました。

審議会におきましては、10立米未満の使用量の少ない人へ配慮したことにつきましては賛成のご意見をいただきましたが、今後、受水費の増加が見込まれ、これに伴い水道料金の値上がり懸念されること、土浦市との経営内容に違いがあること、同じ県からの受水であっても、受水を

始めた年度により受水先が違うため契約単価に違いがあること、水道料金が値上がりとなる利用者がいること等により、原案での承認は得られませんでした。

続きまして、議会に設置されました、災害に強い水道の構築と経営改善についての特別調査委員会で審議された結果について、報告いたします。

特別調査委員会は、6月28日と8月10日の2回開催されております。現在、特別調査委員会は審議継続中でございます。終了後、委員長より報告があると思っておりますので、特別委員会で出された意見を報告いたします。水道料金改定案につきましては、地震などの自然災害に備えて多額の費用が必要とされることや、配水管の布設がえ、機械及び装置の更新、今後、県からの受水量が増え受水費用が増加するなど、一層の経営改善を行うことが迫られているところであり、懸念する意見が多く出されております。現在は、水道事業運営審議会及び特別委員会の意見を参考に、また現金の推移計画を見直し、資料を作成し、水道事業運営審議会の開催及び特別委員会への説明を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

5点目の、向原土地区画整理組合の税金投入問題についてのご質問にお答えをいたします。

1番、23年度中の保留地販売区画数と販売平均坪単価につきましては、保留地販売区画は2区画、坪単価は9万713円であります。

2番、販売済みの仮換地と保留地面積の合計につきましては、まず仮換地については、全体面積3万611平方メートルのうち、販売面積は6,485平方メートルです。残面積につきましては、2万4226平方メートルの状況となっております。保留地につきましては、全体面積1万3562.57平方メートルのうち、販売面積は8070.39平方メートルでございます。この結果、保留地の残区画は21区画、面積では5,492.1平方メートルの状況となっております。これは、きょう現在の数字でございます。

3番、資金計画につきましては、平成15年3月の向原土地区画整理組合の資金計画を申し上げます。国庫補助金が1億1300万円、町補助金が2億2600万円、町助成金が1億4000万円でございます。

次に、保留地処分金額と販売単価でございますが、資金計画上の保留地処分金は6億3611万1000円でございます。平均坪単価は約15万6000円でございます。

以上が収入関係でございます。

支出の部の内訳について申し上げます。工事費が8億6931万5000円、借入金利子は1億2474万2000円、事務費が8182万6000円、立竹物にかかわる損失補償額が3967万8000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、被災者支援、災害復旧の問題についてですけれども、日本共産党は8月11日に、

「福島原発による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策を」と題して、徹底した調査、迅速な除染、万全な健康管理を求める声明を発表いたしました。この中で、原発事故によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の不安が広がっております。とりわけ放射線感受性の強い子供の健康を守ること、これは日本社会の緊急の、重大な課題であると指摘しております。

放射能による健康被害は、急性障害だけではなくて、晩発性障害、遅くなって出るということです。放射線被曝は、少量であっても、将来、がんなどの健康被害が起きる危険性がある。ここで、これをしっかりと確認していただきたいのは、放射線量の被曝の健康への影響というのは、これ以下なら安全という閾値はありません。少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則だと、このことをしっかりと確認してもらいたい。

午前中の小松崎議員の質問に対して、そういう点での認識が非常に低いんじゃないかなというふうに思いました。現在の科学技術では、原発から外部に放出された放射能を消去することも、減らすこともできない。しかし、汚染された土壌を取り除くなど、放射性物質をできる限り生活環境から切り離す、こういう処置をとることで、人間が浴びる放射線量を下げることができるわけです。放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行って、被災者の健康調査と管理を行うことが求められております。

今回の事故で放出された放射性物質というのは、ウラン換算で、広島型原爆20個分ということです。これは、児玉龍彦東京大学のアイソトープ総合センター長が国会で証言をしているわけなんですが、放射能の被害から国民と子供の命と健康を守るには迅速さが重要だと、それも長期間継続すべき一大事業だと、本腰を入れてやらなきゃいけないということを強烈に訴えておりました。私は、インターネットでその中継を見ましたが、本当に真剣な発言でありました。

先日、私の事務所に、子供を小学校に通わせるお母さんから電話がありまして、校庭の除染は必要ではないかと、他市町村では実施していると、そういう心配をなさるお母さんがいまして、市側の対応に非常に不満という切実な訴えがありました。ほかにも、さまざまな自衛手段を講じているお母さんの話も聞いております。

今回の市長の答弁は、極めて認識が薄いという感じがいたしました。私は、本当にかっかりいたしましたね。放射線量は、今はだんだん減少している、このことを余り大きくすると世論を騒がせることになる。これは逆ですよ。徹底した調査をして、そのことでもって市民に安全と健康を守るという立場を内外に知らせると、これが大事なんです。ですから、龍ヶ崎市では、災害対策本部を今度は放射能対策本部にして、さまざまな取り組みをやっているわけですよ。そういうところで、まず龍ヶ崎市のようにきちんとした対策本部を設ける、もしくは、そういう特別な班を編成する、こういうことは、市長、考えないですか。やはりこれをばーんと打ち出すということが必要なんです。放射能、放射能って騒ぐと、逆に大きな世論になって、世論を騒がせることになるというのは、これは逆じゃないかと思いますが、市長答弁、お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、国の基準で、今度また新しく出された国の基準が、時間当たりであります。1マイクロシーベルトを基準として、除染作業等を行うという基準になっておると思います。当面は、かす

みがうら市でも、4月ごろに比べると、確かに今、校庭なんかの線量は上がっているやに見えなくもないんですが、担当課を中心に、今後、十分見守って、注意していく必要はあると思いますが、今時点では、対策本部をつくるということが、市内の農産物とか、市の水産物も含めて、かえって不安をあおることになると、そういう考えも成り立つかなと、私は思うわけでありまして。そういった考え方から、いまのところいわゆる注視はする、注意をしていかななくてはならない、それはもう最新の注意を払って見ていく必要がありますが、今時点ではそういった対応でいいのではないかと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

将来の子供をどう守るかということが、今、求められているんですよ。これは非常に長期間の問題ですよ。セシウムは半減期が30年でしょう。ですから、長期間にわたるんですよ。今、様子を見るんじゃないですよ。今、すぐやらなきゃいけないんですよ。この観点がないと、今の若いお母さんたち、「えっ、宮嶋市長、そんな話ししているの」とがっかりしますよ。今、私もそういう答弁では、がっかりしていますよ。

やはり閾値はないと、このことなんですよ。これは放射線防護の大原則なんですよ。ところが、やっぱり皆さんが、福島のお母さんたち、また取手市や守谷市やつくば市や、いろんなところのお母さんたちが、やはり真剣になって学んで、そして動き出す。そのことによって、あの年間20ミリシーベルトを1ミリシーベルトにする、こういうふうになってきているじゃないですか。それは何よりも子供の命を守るという、こういう切実な声から出発しているんですよ。このことの認識がないというのは、極めて問題だというふうには言わざるを得ません。

小学校の校庭の除染だとか、そういうことについても、今、言われているんですよ。野田市では、独自の放射線量を0.19マイクロシーベルト/hに設定をして、父母の皆さんの不安を払拭する努力をしているんです。独自につくって、そして安全を守る、命を守る、将来を守る、こういう立場なんですよけども、どうですか、教育長。今度は教育長のほうの見解を。宮嶋市長にはがっかりしました。教育長。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

2学期がきのう始まりまして、その前に一番悩んでいたことはそのことでございました。どうすべきかと。先ほど、教育部長のほうからも答弁がありましたように、1マイクロシーベルトという一応の基準が示されました。これは、こういう積算があるんですね。1マイクロシーベルトの校庭で2時間活動した、それから0.2マイクロシーベルト、当然、室内は下がるわけですから、その中で4.5時間、それが200日ということになると580ミリシーベルトになって、もちろん24時間の中の6.5時間ですから、また200日ですから、当然、これよりは多くなるわけですが、それでも年間1ミリシーベルト以下になるであろうというようなことでありますので、校庭の大規模な除染まではやらなくてもいいんじゃないかという判断に立ち至りました。ただ、雨どいとか、子供たちがよく遊ぶ場所、木の下、あるいは砂場、砂場はそんなに放射線量は変わっていないんです

が、周りの、とにかく子供たちが、結構小学生というのは周りで遊ぶものですから、そういうところは入念に先生方で自主的に除染をしたり、それから余り近づかないようにしたり、それから日ごろの指導として、砂に手をついたらよく洗うとか、うがいをするとか、そういうことを継続的に指導していくことで防ぎたいと、そう考えているところですので、ご理解願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、先生がおっしゃったように、やっぱり校庭とか、そういうところも、場所、場所によっては非常に高い線量がある。側溝なんかは底にたまっていると、そういうこともあります。雨どいなんかは、下なんか見ますと、私の事務所の下、借りてやりましたら、2マイクロシーベルトだったんですね。0コンマじゃないですよ、2ですよ。そういう状況になっているわけですよ。ですから、これはやはり徹底して調べていくというふうにしないとだめなんですよ。このことが、今、求められているというふうには私は思います。時間がございませんで、やはりそういう点で、もっともっと認識を高めてもらいたいというふうには思います。

それから、放射能の風評被害の件なんですけど、前、私が質問したときに、環境経済部長、山口さんが、ワカサギが7月に解禁となるんで検体の調査を行うというふうには言いましたが、どうですか。結果はどうだったですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。先般、ワカサギの解禁が7月21日に行われるというようなことで、その前にワカサギの放射性の検査をするというようなことを申し上げまして、検査をした結果、不検出というようなことで操業を開始し、現在、市場に出回っているというようなことでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう点では、非常に安心いたしました。そういうところで、やはりもっとみんなにPRをして、ワカサギをどんどん食べてもらおうということが必要かなというふうには思います。

それと、今、原発の問題で、市長はこの点については非常に積極的な発言をなさって、基本的に東海原発は廃炉の方向に行ったほうがいいんじゃないかというふうなことをおっしゃいました。実は私、アンケートを、私、議会報告をやって、アンケートをとりましたが、そのアンケートの結果でありますけども、原発については、実際、164人からの回答だったんですけども、期限を決めてゼロにするというのが88人で54.3%、安全を確認して稼働というのが37人で22.8%、直ちに停止が27%、あと、わからないんですよ。それから、これまでどおり稼働ということで、期限を決めて原発ゼロにするのと、直ちに停止を合わせると、115人で71%、こういうことになっております。

やはりこういう点では、原発ゼロの方向に向かうという気持ちですが、今、物すごく市民の中にあるということを裏づけていると思いますが、エネルギーは大丈夫かと、こういう心配をする方もいらっしゃると思います。そういう点では、独自に市のほうで代替エネルギーというか、自然エネルギーの促進について取り組みなんかを考えているか、そのことをお尋ねしたいと思います。太陽光発電、これは茨城新聞の8月18日にありましたけれども、住宅向けの補助が好調だというふうに言っていますが、これに対する対応、考えておりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどのことにちょっと戻りますが、今、全般的に市内は1マイクロシーベルト以下だということで、個別に十分情報等を市民の皆さんには集めていただいて、また市のほうも講演会等も予定しています。そういったところで、十分情報を得ていただきまして、放射線は警戒するにこしたことはないんでありまして、一人一人の方には十分警戒していただきたいと思います。医学者の方の講演会なんかを聞きますと、また多少ニュアンスは違いますが、今の状態は医学者に言わせると大丈夫なんだということではありますが、何せ実験したことがないわけでありまして、今、ヨーロッパやアメリカ人にとっては、日本が壮大な人体実験場だということを言われているわけでありまして、そういったことで外国から見られているということは、当然、自分らは一生懸命注意しなくちゃならないのはもとよりであります。

今、お話の代替エネルギーに関しましては、私もこの点については来年度予算では検討していかなくてはならないかなと思います。結局、裏表の関係で、原発、浜岡、東海なんかは一番危ないわけでありまして、これをとめろということと、代替エネルギーを普及させるということは裏腹、一緒にやらなくちゃならないことでもあります。ですから、そういう意味では、何か一部の報道によれば、国は太陽光発電の補助金は少し減じたような話も聞きますが、これは逆行でありまして、太陽光発電の促進を図っていくための補助金等は市単独でも考えていかなくてはならないかなと、こういうふうに思っておりますので、それは今後、予算措置の中でやっていきたいと思っておりますので、議会の皆さんのご協力もお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、小松崎議員もおっしゃったように、一部損壊が、前回、私、質問したのは、一部損壊が800からずうっと動いていなかったんですね。そしたら、よく調査していなかったというから、そしたら今度は997でしたっけ、こういうふうにふえているわけですね。そういうところで、突然の出費になっているわけですよ。そういう立場も考えれば、やはり何らかの支援策が必要なんじゃないかなというふうにして、私、またそのアンケートを言いますけども、このアンケートでは、せめて見舞金をとというのが50%近くいるんですよ。修繕費助成が23%ですよ。必要がなしというのは22%。ですから、1と2だけでも70%を超えているんですね。ですから、そういう意味では、見舞金ぐらいは何とかしてもらいたいと。義援金に来ていて、それを復旧、復興という公共事業に使うんじゃないかと、やはりそういうところにお金を投資すると。それは、市民

にとって、ああ、温かい、あったかい市政だなど、こんなのがあったかいと思われる。しゃれたんですけども、わからなかったらしようがないですね。そういう意味で、やはりそういうことを、市長、どうですか、再検討できませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

被災された方には、もちろんお見舞いを申し上げるわけでありますが、市としても大変な出費をしているわけでありまして、利子補給とか、そういうことで支援をしてまいりたいと、こういう考えで今はおります。むしろ、先ほども言ったように代替エネルギーの普及に、そういったほうにお金を回していく、あるいは公共的な部分の災害復旧を一刻も早くやっていく、こういうことに重点をしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、防災無線、防災ラジオの件なんですけど、私が新聞を出しました。そしたら、すぐ、一度、佐藤さんに言いたくて、言いたくてという方がいらっしゃいました。霞ヶ浦地区の方なんですけども、オフトークがなくなって不便になっていると。寒いときは防災無線が聞こえない、閉めていますから、「しまった、聞き損ねた」なんていうことになっちゃうわけですよ。そういう点では、これ、何か横瀬部長の答弁が、もう何かいつやるのか全然わからないじゃないですか。災害は、いつやってくるかわからないですよ。そういう意味では、迅速さが要求されているんじゃないですか。そういう点では、全然迅速と、切迫感がない答弁だと思いますが、どうですか、これについて。

それと、もう一つ、水、井戸の確保なんですけども、これ、土浦では9月議会に、当面、5つの中学校に100メートルの井戸を設置するんだそうです。それで、補正予算を1500万計上した。近隣の井戸を借りる、そういう情報公開してやってもらおうという、何かせこいんじゃないですか。公共施設にきちっと設けて、いざというときにその井戸が使えるようにしたほういいと思うんですけど、どうですか。そっちはだれでもいいです。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

まず、防災無線関係で、非常にスピード感がないということだと思いますが。

[佐藤議員「はい。いつやるの」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

まだいつやるという決定はできていない状況でございます。よりよい方法を模索しておりますので、それを待っていただきたいというふうに思います。

それから、井戸の問題であります。井戸の問題につきましては民間の方からお世話になった経過もあって、非常に効果を上げたという経過もございます。したがって、現時点では、今、これを利活用する、それから情報提供をしていくというのが主流になると思います。お尋ねは、避

難所に井戸を掘りなさいというお話でございますが、土浦市もやっているということですが、その実行化については定まっていないところでございます、当面は先ほど答弁したとおりにしていきたいというふうに考えているものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、何分ですか。

[事務局「22分」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

22分の中にすべてをおさめられるかどうかかわからないですけれども、いずれにしても放射能の問題については、日本が人体実験だなんて、そんな話をしていますけど、もうチェルノブイリが起きているんですよ。だから、あそこで物すごいいろんな経験を、もうちゃんと丹念に研究している方がいらっしゃるんですよ。だから、ホットスポットの問題だって、ある地域だって、調査すれば調査するほど、どこにどういうふうな傾向があるかというのはわかっているんですよ。そういうことで真剣さがなく、もうとにかくそういう点での危機意識がない。これは、やっぱり問題だというふうに思います。

次、下土田の残土問題でございますが、何か告発については、地権者が今度は水路をつくるから、水路をつくれれば一番ポイントのある告発の要件がなくなるから、刑事告発はなくなりそうな言い方をしていますが、完了届が出されてないんですよ。いつまでも完了してないんですよ。これ、どうなんですか。完了してないじゃないですか。完了していなかったら、次のステップに行けるんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

当然、先ほど申しあげました3点、土壌の検査、それからのり面の芝張り、それから排水路の整備が終了しないと、完了届を仮に出してきても受理できないというようなことでございます。ただ、告発につきましては、土浦警察署の生活安全課と、現在、協議を重ねているところでございます。その中で、一番告発要件に足り得るものは、排水路の整備だというようなことが言われておりますので、そういったことで地権者のほうから排水路の整備をするというような内容の協議が主管課のほうにございまして、そのことを生活安全課のほうに報告申し上げ、協議をしましたら、告発要件として一番重い要件がなくなってしまうというようなことで、不承となるというような見込みが強いというようなことでございます。またさらに、本来、警察、あるいはかすみがうら市としましても、犯人を告発するというようなことが目的ではなくて、現状の改善が最大の目的であるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

完了届が出されなかったら、一体どうなるんですかということなんですよ。これは、農業委員会にも同じ内容ですよ。完了届が出されなかったら、いつ完了するんですか。農地改良でしょう、あれ。いつ完了届を出して、サツマイモ畑をつくるんですか。

こういうのがあるんですよ。工事の進捗状況が、事業計画に記載された工事の着手または完了の時期から著しく遅滞しているときや、事業計画どおり工事を行っているときには、文書によって催促し、そうした催促後も改善がないときは、許可にかかわる転用事業を完了させる見込みがなく、かつ第2または第3による事業計画変更承認をすることができないと認められるときには、事務処理要領に定めるところに従い、農地法第83条の2の規定、現行の農地法の第51条だそうですが、これによる許可の取り消し等々の処分を行うものとする、こういう見解があるんですよ。農業委員会ではどうですか、これは。これは、今、言ったように、完了届がいつまでも出されないうまま、このままの状態が続けば一体何のための改良だったのか。これがずうっと残るじゃないですか。いつ地権者は手をつけるんですか、サツマイモ畑にする段取りをするんですか、いつになるんですか。ご答弁願います。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

お答え申し上げます。今の完了届につきましては、今後も県と連携をとりながら指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県と協議してって、まず農業委員会が申請をしたんですよ。それで、県が許可したんですよ。県が最初から申請したんじゃないですよ。農業委員会が申請したんじゃないですか、地権者の要望によって。そうじゃないですか。話は逆ですよ。上から、県と協議する、県と協議するって、じゃあ今の地権者はどういう考え方でいるんですか。このままの状態を、そのままにしておくという考え方でいるんですか。県は、どういうふうな考え方でいるんですか。見解をもう一回言ってください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時29分

再 開 午後 4時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

先ほどのお答えでございますが、農業委員会としましては、申請書を受けまして、それで総会ということで審議をした後、意見をつけて県のほうに申請する内容でございますが、県のほうに

問い合わせ確認したんでございますが、県のほうでも、昨年、2名につきまして勧告を出しているということでございます。また、それに伴いまして、市の農業委員会としまして、再三にわたりまして代理人に口頭により指導しておりますが、代理人じゃなく所有者に直接、今度は、県と同じように指導してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

先ほど佐藤議員さんのほうから、ワカサギの放射線の質問がございました。私、不検出と申し上げましたが、不検出につきましては放射線ヨウ素、これは出てございませんでした。セシウムにつきましては81ベクレル出ておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう重大な事実を、今、訂正されるとびっくりしちゃいますよね。いずれにしても、県は勧告している、それから所有者にいろいろ指導していると言っているけども、いつになったら、これ、解決するのかということが一番問題だ。これは時間がないんで、これ以上はやめますけども、やはりこういう実態があるということなんですよ。それが、今回、幕ノ内区長の戸田さんがいろいろ頑張って、次のところは阻止できたわけですよ。もう1カ所もあったみたいな話ですよ。やはりこういうところでは、きちっとした対応が求められているというふうに終わって、次に行きます。

入札はいつもやっていますから、今回は省いて、時間がありませんので、国保に行きたいと思えます。

まず、国保についてでございますが、これ、私もアンケートをまたやったんですね。そうしましたら、アンケートでは、1番目が45%の世帯が増税は公約違反というのが57.6%ね。平均で引き下げたから違反でない、これは25.2%、あとはわからない。これは公約を見るとやっぱり、しみじみ見ますと、国保税大幅値下げと書いてある。そして、先見性、決断力、リーダーシップ、国保税値下げ、これでわからないじゃないですか。値下げって思っちゃうじゃないですか。それが何で低所得者が上がるようなことを、簡単なんですよ、この仕組みは。だって、均等割を上げなけりゃいいんだから。あとは、所得割と資産割で調整すればいいだけなんです。ですから、これは問題というのは、ちょっと時間がありませんので、一つ一つ具体的に話を、質問をしたいと思えます。

まず、国のほうでは、今、市民部長が言ったように、収入のない方を含めて低所得者への軽減措置を拡大したんですよ、平成22年にね。そうでしょう、市民部長。今まで、4割と6割だったわけでしょう。それを、やっぱり低所得者が、所得の少ない人が非常に支払い困難だということで、これ、拡大したんですよ。2割という拡大、それから4割を5割に、それで6割を7割にしたんですよ。それで下がったんですよ、そういう人たちが。今度は上がったんですよ。低所得者いじめになっちゃいますよ。市長、どうですか。そう思いませんか。答弁願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国保税につきまして、要するに全体で見ると、国保で見ると違って来るとは思うんですが、確かに佐藤議員ご指摘のように、人数が多い方で低所得者は、場合によっては上がったような方もいる。その率が、金額が平均で6,745円と。逆に、平均値下げは、55%の人が値下げになっているわけでありまして、平均値下げは1万7684円ということで、全体としては1万何がし、平均的には下がっているわけです。

これは、いわゆる変更改正のときに、応能、応益が今まで本当にバランスが悪かったわけでありまして、これもあわせて改善したことによって、今まで不合理だった分が直ったわけですね。あくまでも近隣市町村並みに引き下げるということでありますから、先般も資料でお示しいたしましたが、近隣市に比べて、土浦市に比べるとやや高い、小美玉市ではどっこいだと、ほぼどっこいだと、石岡市に比べれば安くなったと、こういうことでありますから、やはり全体的に見れば引き下げたと私は考えておりますので、そういう中で、今、軽減措置も拡充されたということでもありますから、やや上がった方は中に確かにいるのは事実であります、そこら辺のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、具体的に数字で、どれだけ低所得者の人たちが多いかというのを数字で示しますよ。今年度、本算定で、所得なしと所得が50万未満の世帯数は合計でどのぐらいか、加入世帯に対する割合はそれぞれ何%なのか、その合計は。まず一つ。それから、課税総額は幾らか、加入世帯に対する割合はそれぞれ何%か、その合計はどうなのか、1軒当たりの単純平均課税は幾らか。それから、職業区分に所得不明という欄があります。この所得不明というのはどういう内容なのか、また何世帯なのか、加入世帯に対する割合は何%なのか、課税額は総額で幾らか、加入世帯に対する割合は何%か、1軒当たりの単純平均課税額は幾らなのか、そして、どのように課税計算をするのか。この3つ、それぞれ教えてください。資料、持っていますよね。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 4時48分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの佐藤議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、職業別で、なおかつ課税所得ごとの世帯数、あるいは1人当たりの課税額等について、抜粋になってしまいますけれども、部分的に申し上げたいと思います。

まず、現在といいますか、平成23年度で、国保税が課税されている中で、所得なしという世帯が476世帯おります。この世帯の中の被保険者数としては692人おります。それで、この476世帯の課税税額が2266万3100円となっております、1世帯当たりになりますと4万7612円という課税になっております。

それがランクを1ランク上げまして、50万円未満ということになりますと、416世帯に対し被保険者数が731名ということで、課税総額が2230万5100円ということで、1世帯当たりが5万3618円というような結果になっております。

一応、この中で一番世帯数の多いランクを取り上げてみますと、100万円以上から200万円未満というのが……

[佐藤議員「聞いてないのはいい」呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

そうですか。はい。

それでは、その次に、先ほど職業別の中で所得不明という点をお尋ねになられていましたけれども、所得不明につきましては、住民税の申告によって所得額が、すなわち課税所得が基礎となってくるわけですが、未申告者、すなわち住民税の、あるいは所得税の申告期間内に申告等が行われていず、現実的に国保税が課税となる時点までに所得が確定されなかった方に対しては、所得不明ということで所得分についてのみの算出を行っていない中で、資産割があれば資産、あと均等割と平等割を課税している、そういう方が所得不明という形になっております。

その方が、一応、23年度で464世帯、3561万9000円の総額で、1世帯当たり7万6765円というような課税になっております。なお、この所得不明の方につきましては、住民税の再申告の要請分とか、そういう形で申告をされた時点で所得分が上がってくれば課税更正を行うというような形で、日がたつにつれて、年度末に向けて世帯数が、あるいは金額がふえる、減るというような形になってきます。課税額については、申告があればふえる方向が多いわけですが、一方で所得の申告をしていない方については、先ほどから言っています軽減措置を施しておりませんので、申告をすることによって軽減措置が受けられ、なおかつ均等割、平等割が引き下がるというようなこともあり得るわけですので、国保に加入している世帯の方につきましては、なるべく申告をしていただきたいというのが市としての考えになります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

所得なしというのは合計で1,558世帯、そして50万未満が956で、合計で2,514なんです。これは33.4%。それから、所得不明は、今、言った数字です。6.2%ですよ。これ、合計しますと、所得なしと所得が50万未満、所得不明合計が2,978で、全体の40%になっているんですね。これが45%の数字と非常にイアリーイコールになっている。つまり、所得の低い人たちがかなり厳しい環境にいる。それで、私は滞納の問題を聞きたいんです。

で、滞納の問題なんですけども、今年度の決算で滞納額が幾らになったか、そして本年度の本算定の課税調定額が総額で幾らなのか、課税総額の何%になるのか。それから、もう一つ、滞納の実態について、22年度で不納欠損処分しています。この内容について説明をしてください。平成21年度と比べて、数値的にどうなっているか、またその理由は、それから滞納の所得階層別の内訳は、平成22年度の単年度と累計を件数と金額で報告してください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時54分

再 開 午後 4時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不納欠損の問題だけは、簡単ですから、その点だけ説明してください。あとの数字については、私、グラフ持っていますから、グラフで私が簡単に示します。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、不納欠損の保険税にかかわる平成22年度の状況について、ご説明申し上げます。

まず、平成22年度は、全体で198件、4700万572円を不納欠損しております。その内容としましては、執行停止後3年経過、すなわち当時、3年前に財産、あるいは預金、あるいは所得の状況などを調査した結果、現実的に納められる状況にないという、あるいは差し押さえる財産もないという形で執行停止を行い、その後、3年後に再度同様の調査をした結果、引き続いて同様の状況にあるということで、執行停止後3年経過が109件、税額としまして3314万7576円を不納欠損処分いたしました。

また、納付の納入義務の即時消滅といいまして、納付書を発送し、その状況を見た場合、特に例を申し上げますと、外国人の方々が住民税、あるいは国保税が課税されたものの、自国へお帰りになられて、そのまま滞納額を本市に残していったというような形で、現実的にその方の財産等を調べても預金残高もない、あと財産もない、また帰ってくるような状況も見受けられないということで、即時消滅をした件数が28件、税額で540万8696円。

また、地方税法の18条の関係で時効となったもの、これは税について5年経過というものがありますけれども、現実的に督促、催告等を繰り返し、あるいは相談に応じるようやってみりま

したけれども、現実問題として5年以上の月日が経過してしまったものについては、地方税法の18条で時効という形になってしまいます。その時効になった件数が61件、844万4300円。

これが先ほど申しました合計の198件という結果になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ようやくグラフが出ました。事前に配ればよかったですけれども、これは22年度の滞納件数なんです。これ、50万未満、青になっていますけど、647で46%です。その次の50万から100万が165の11%、それから346が100万から200万未満の所得の人、圧倒的に50万未満の方が46%だということなんです。今度は、もっと驚くことに、過年度、ずっと積み上がったところの件数です、これ。何と全体の66%ですよ、50万未満、1,572件です。50万未満の人がどれだけ件数的に多いか。それから、じゃあ金額は幾らか。金額は全体の46%です。3億900万円です。これ、累計です。その次に多いのが100万から200万未満、1億4000万円、こういうふうになっているんですね。つまり、件数は50万未満が多いし、また滞納額も半分はこういう50万未満の人なんです。こういう実態があるということ、まず市長の認識を聞きたいと思います。まず一つ。

時間がないからすぐ次は、今度は、今、不納欠損をしたと言いましたよね。不納欠損は、上は滞納の推移なんですよ。下が、赤になっているのが不納欠損の額なんですよ。20年度は異常に多いですよ。21年度は少なくなったんですけども、22年度、多いでしょう。どうしてこのばらつきがあるのか。これは、市民部長にお答え願いたいと思います。つまり、滞納額で不納欠損しなければ、これ、7億円を突破しちゃったんですね。不納欠損しなければ。そういう状況があるということを示しているんです。

まず一つは、50万未満がいかに滞納が多くなっているか。それと、今、不納欠損が、こういう状況はどうしてなのか、これについてお答え願います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[佐藤議員「いやいや、まず市長の見解」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

低所得者が確かに大変だというのはわかります。しかし、一方、医療費というのはだれも、人数が多ければ多いだけ余計かかるんでありまして、その兼ね合いが非常に難しいわけでありまして、今回の改正は、いわゆるかかる率に応じて、だから人数が多ければ多いように、やっぱりある程度負担してもらおうという、いわゆる税の公平性と申しますか、そういったところを改正したと、そういう部分もあるわけでありまして。で、低所得者に対しては軽減措置も強化されたということも踏まえて、そういう税の公平性を確保すると。しかしながら、単に公平性を確保するだけではなしに、一般会計からも支出負担を、国保に対する負担をふやしていこうと。これは、佐藤議員おっしゃるように、どんどん低所得者で家族が多い人が楽なようにしていけば、もっとも

っと一般会計からの支出がふえるわけでありますが、そうしますと、一方で社会保険、ほかの保険組合の人からは、おかしいんじゃないかと、国保のほうだけおかしいんじゃないかと、こういうことになりますから、非常にバランスの問題でありまして、そういったことを総合的に勘案して、私が公約でお話をしました近隣市町村並みに引き下げると、これを実現したと、こういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「まだだよ。市民部長」と呼ぶ]

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員のご質問中、不納欠損が年度によって税額、すなわち不納欠損額にばらつきがあるという点について、お答えを申し上げます。確かに、平成19年で合計3200万ちょっと、あるいは平成20年で7890万、あるいは今年度といたしますか、22年度は4700万というようなことで、以前、一般質問でお答えしたと思うんですが、平成20年のときの7800万ちょっとについての不納欠損につきましては、納税推進課が19年度から発足しまして、19年度に納税推進課、直接といたしますか、じかに担当する職員ができたことによって、滞納者の内容チェック、あるいはそういうことが、個別個別の案件について調査を加えた結果、現実的に、ご存じのように時効になっているものが見つかったということで、平成20年度の7800万という、ほとんどの額が時効扱いでしたけども、処理されております。また、ことしの4700万円というのがなぜかということですが、先ほど説明しましたように、執行停止後3年経過ということで、平成19年度に納税推進課ができて、個別個別の事案を調査して、所得などを調査して、この納税義務者については執行停止が妥当ということで執行停止を行っておりますので、その3年が過ぎた平成22年には、再度、調べた結果、執行停止が、引き続いて同様の状況にあるということで、22年度で3300万円執行停止を行ったというような実情でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

滞納すると、短期被保険者証が出されますね。滞納がひどい場合は資格証明書です。平成20年度から今年度発行すると、加入世帯に対する発行数の割合についてお答えください。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

短期被保険者証の発行数ですが、平成23年度、今年度の4月から発行したといたしますか、991件という件数が出ております。なお、この991件につきましては、佐藤議員にはお話ししてあったと思うんですが、データの抽出した991件なものですから、現実的に短期被保険者証が実際に渡っている件数というのが、今、申しわけありませんが、システム上、毎日毎日の数が把握できませんので、一応、4月1日時点で991人の方が短期被保険者証に該当したということ

だけで、お含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

20年度からと言ったんだからね。いいです、これでわかりますから。

それで、今、言ったように、いろいろ理由をつけるでしょう。だったら、おたくらのほうから出した数字で私はつくっているんですよ。いろいろ理由をつけて、数字が変わっちゃうんですよ。それじゃ困っちゃうんです。でも、あなたたちが言っていた数字からいうと、これ、資格証明書が発行されてないのは非常にいいと思います。短期被保険者証がどんどんふえていますよ。20年度は5.9%、全世帯の。それから、21年度は8.3%、22年度は10%、23年度は13.2%ですよ。どんどん、どんどんふえているんです。ですから、短期被保険者証は6カ月と1カ月ありますね。3カ月というのはないですね。その内訳と、所得階層の発行数はわかりますか。どうぞ。これは、私はわかりませんから。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

すいません、手持ちにちょっと資料ございませんので、後で。

[佐藤議員「この間、言っているんだよ、貝塚課長に。貝塚課長に言っているんだよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時10分

再 開 午後 5時17分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

先ほど佐藤議員からご質問のありました、短期被保険者証の1カ月、6カ月の件についてなんですけれども、先ほど申し上げましたように、4月1日時点で991件が短期被保険者証に該当するというので、実際の発行枚数はといいますと、まことに申しわけありませんが、データ上も現在のシステムで抽出がちょっと難しいということ。あとは、現実的に保険証の発行が画面上で、当事者が来た場合に、そのとき、そのときに1カ月、6カ月を発行し、そのデータが記録的に、その画面を開かないと出てこないということ、まことに申しわけありませんが、1カ月、6カ月の枚数等をご報告できませんので、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、短期証をもらっている人は本当に切実なんですよ。1カ月のたびに、もう大変だという声があるんですよ。せめて3カ月はどうですか。市長、3カ月ぐらい、1カ月じゃなくて3カ月ぐらい、少し市長の裁量で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほど来、近隣並みというお話をしておりますが、近隣を見ながら、劣ることのないようなサービスに努めてまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

朝日新聞の8月29日付に、国保滞納者の差し押さえ急増、4年で5倍。37市区、4年で強制徴収が加速というふうに書いているんですね。ですから、今回の、今、不納欠損にしたときの数字も、それが一つの反映なんです。土浦民商で調査しましたら、茨城県では平成21年度の差し押さえ件数は1万6035件で、48億5000万円にも上ったそうです。当市では、どのぐらいですか。件数と額。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

まことに申しわけありません。ただいまのご質問についても、ちょっと数字的につかんでおりませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すいません、忘れていました。さっき言えばよかったんですけど、ちょっとすいません。差し押さえが今回の不納欠損に、今回の不納欠損の大きな理由、今までの特徴があらわれています。それで、国民健康保険の中央会によると、所得に占める1人当たりの保険料の負担が、08年度は、大企業の組合保険が、所得に占める割合ですよ、3.1%、中小企業中心の協会けんぽが4%なんです。国保は10.5%なんです。これ、企業が半分、いわゆる折半設置しているからいいんですね。ところが、国保はそうじゃないんです。当市では、所得に占める保険料負担の割合はどうですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時22分

再 開 午後 5時24分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

課税対象所得総額が88億5271万8000円に対しまして、今年度の課税総額が13億1514万2600円になりますので、14.85%となっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、国保年金課からいただいた資料でございます。これ、国保世帯の所得と保険税の推移なんです。これ、所得ですからね、収入ではございません。これ、青いほうが1世帯当たりの所得なんです。これ、20年から比べると、ぐうっと下がっているでしょう。それで、保険の調定額、これ、見てください。下がってはいますけども、割合は多くなっていますね。今、私が朝日新聞のことを言いましたけど、10%が国保税と言ったでしょう。これが、平成20年度、我が市では11.07%、21年は11.28%、22年は12.26%、23年はちょっと下がったんですけども、11.81%なんです。つまり、20年度と変わらない。そういう意味では、所得が下がっても、この保険税の負担は多くなっているということが、この数字でわかると思うんです。こういうことについて、最後ですから市長にお尋ねしますけども、これ、やはりなぜこういう問題があるのかということをお答えしていただいて、一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やはり長引く不況に、さらに今回の震災等も追い打ちをかけて、所得の減少が著しいと。そういう中で、医療費はむしろ増大傾向にあるわけでありますから、それを確保するための国保の難しさがそういった点にクローズアップされているのではないかと、こういうふうな思いをなお強くしております。先ほど来、佐藤議員に指摘されておりますカードの発行等、そういったことについても、近隣市町村とそれほど見劣りしないような対応を今後も考えて、努めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月3日及び9月4日の2日間を休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月5日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後5時27分